

規制影響分析 (R I A) の試行的実施状況について

(Regulatory Impact Analysis)

平成17年6月29日
総務省行政評価局

R I A については、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)

平成17年6月10日現在、10府省で79件を実施

R I A とは...規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。

総務省は、.....試行的な R I A の実施状況を速やかに把握・分析し、.....「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定、17年3月25日改定)

上記79件の概要を取りまとめ、公表。

「規制影響分析 (R I A) の試行的実施に関する実施要領」(平成16年8月内閣府規制改革・民間開放推進室)の項目に沿って概要を取りまとめ。

1 根拠法令別の実施状況

実施要領：可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）（以下「パブリック・コメント手続」という。）を行わなかったものについてはこの限りでない。

単位：件、%

府省名	実施件数	規制の根拠法令のレベル			
		法律	政令	省令	告示等
公正取引委員会	3 (3.8)	3 (100.0)	-	-	-
国家公安委員会・警察庁	8 (10.1)	6 (75.0)	2 (25.0)	-	-
総務省	7 (8.9)	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	-
法務省	2 (2.5)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)
外務省	1 (1.3)	1 (100.0)	-	-	-
文部科学省	9 (11.4)	-	6 (40.0)	9 (60.0)	-
農林水産省	10 (12.7)	7 (70.0)	3 (30.0)	-	-
経済産業省	18 (22.8)	1 (4.8)	2 (9.5)	15 (71.4)	3 (14.3)
国土交通省	7 (8.9)	6 (85.7)	1 (14.3)	-	-
環境省	14 (17.7)	11 (78.6)	3 (21.4)	-	-
計	79 (100.0)	37 (42.1)	20 (22.7)	27 (30.7)	4 (4.5)

(注) 根拠法令のレベルが複数に該当するものが9件ある。

2 実施内容

規制の目的・内容(規制の新設、廃止等別に区分)

実施要領：可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。

単位：件、%

規制の新設	規制の追加、強化、拡充	規制の緩和	規制の廃止
21 (26.2)	42 (52.5)	14 (17.5)	3 (3.8)

(注) 「規制の新設」と「規制の緩和」の両方に該当するものが1件ある。

想定される効果

実施要領：想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

単位：件、%

効果を記載している		効果を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	
3 (3.7)	76 (96.3)	0 (0.0)

想定される負担

実施要領：想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

単位：件、%

負担を記載している			負担を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	現状より負担が増大することは想定されない等と記載	
6 (7.5)	61 (76.3)	9 (11.2)	4 (5.0)

(注) 1 「定性的に記載」と「負担を記載していない」の両方に該当するものが1件ある。

2 「現状より負担が増大することは想定されない等と記載」9件は、現状より負担が増大することは想定されない、想定される負担なしとするもので、その目的・内容別の内訳は、「規制の新設」2件、「規制の追加等」4件、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」1件

3 「負担を記載していない」4件の目的・内容別の内訳は、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」2件

代替手段との比較考量

実施要領：想定できる代替手段を提示し、・・・設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。
 なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。
 また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

単位：件、%

代替手段との比較考量を実施している						代替手段との比較考量を実施していない
現状維持と比較考量	現状維持及び規制撤廃と比較考量	現状維持及びその他の代替手段と比較考量	規制撤廃と比較考量	その他の代替手段と比較考量	その他	
36 (45.6)	11 (13.9)	1 (1.3)	3 (3.8)	18 (22.8)	7 (8.8)	3 (3.8)

- (注) 1 「代替手段との比較考量を実施していない」3件は、「想定される代替手段がない」とするもの1件、「特になし」とするもの2件
 2 「その他」7件は、他の項目で現状維持との比較考量を行っているとするもの

有識者の見解等

実施要領：審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

単位：件、%

有識者の見解等を記載している		審議会等への付議予定を記載している	記載していない
有識者の見解を記載	審議会等の報告書等を記載		
6 (7.6)	35 (44.3)	1 (1.3)	37 (46.8)

一定期間経過後の見直し(レビュー)

実施要領：RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

単位：件、%

レビューを行う予定であると記載		レビューを行う予定はないと記載	レビューについて記載していない
レビュー時期を特定	レビュー時期を不特定		
42 (53.2)	25 (31.6)	1 (1.3)	11 (13.9)

- (注) 1 「レビュー時期を特定」42件は、レビュー実施年度を明記しているもの
 2 「レビュー時期を不特定」25件は、「条約改正時に行う」などとしているもの
 3 「レビューを行う予定はないと記載」1件は、「規制の緩和」を内容とするもの

3 実施時期

実施要領：RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

- ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

(根拠法令が法律)

単位：件、%

当該法律案審議時	当該法律公布時	当該法律施行時	計
36 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36 (100.0)

実施要領：RIAは、以下の定める時期までに行わなければならないこととする。

- イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時まで当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

(根拠法令が政省令等)

単位：件、%

パブリック・コメント実施前	パブリック・コメント実施時	当該規制決定時	当該規制導入時	計
38 (88.4)	5 (11.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (100.0)

各府省におけるRIAの実施状況(個表)

表 RIA - 1 公正取引委員会におけるRIAの実施状況(3件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
1	事務総局 経済取引 局総務課 企画室	独占禁止法違反 行為に対する課 徴金賦課 [改正(強化)] 根拠法令 [法律] ・私的独占の禁 止及び公正取 引の確保に関 する法律	平成17年3月 (当該法律案審議 時) 【パブリック・コメン ト実施の有無】 有・無 【有の場合、実施 時期】 平成16年5月	【目的】 現在、我が国においては、市場 原理・自己責任原則に立脚した経 済社会の実現のために抜本的な経 済構造改革を推進することが喫緊 の課題となっている。また、そのた めには、カルテル・入札談合等の 独占禁止法違反行為に対する執行 力・抑止力を十分なものにしていく 必要がある。 また、従来みられた価格カルテ ル行為に加えて、供給量、市場占 有率、取引先等を制限するカルテ ル行為等がみられるなど違反行為 の態様も多様化してきている。特定 の有力な事業者が他の事業者に対 価・供給量・供給先等を指示するな どその事業活動を支配して、市場 全体の価格・供給量のコントロール を図る私的独占については、他の 事業者の事業活動の排除を併せて 行っている場合も含めて、経済実 態として価格カルテル等と変わら ないと評価できる。 カルテル禁止規定等の実効性を 確保することにより、公正かつ自由 な競争を促進し、事業者の創意を 発揮させ、事業活動を盛んにし、雇 傭及び国民実所得の水準を高め、 以て、一般消費者の利益を確保す るとともに、国民経済の民主的で健 全な発達を促進するという独占禁 止法の目的に資する。 【内容】 上記措置を導入するため、私的 独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律に所要の改正を行 う。	過去のカルテル・入 札談合を分析・推計す ると、平均16.5%(約9割 の事案で8%以上)の不 当利得があるとみられる ため、課徴金算定率を 6%から10%に引き上 げる(違反行為を繰返し た場合は、15%)こと により、独占禁止法違反 行為が抑止される。 購入カルテルについ ては、価格カルテルと 同様、経済的利得を得 ているとみられ、課徴金 の対象とすることで違反 行為の抑止が図られ る。 対価、供給量、市場 占拠率又は取引先を制 限する私的独占につい ては、違反事業者が他 の事業者を支配してい るだけで、価格カルテ ルと同様の経済実態が 存在するため、課徴金 の対象とすることで、違 反行為の抑止が図られ る。	購入カルテル及 び対価、供給量、市 場占拠率又は取引 先を制限する私的 独占事件における 独占事件における 課徴金を算定する ために要するコス ト。(行政コスト) 課徴金対象行為 の違反事業者につ いては、課徴金の負 担の増加が見込ま れる。 また、購入カルテ ル、対価、供給量、 市場占拠率又は取 引先を制限する私 的独占を行った事 業者については、 新たに課徴金の負 担が生じる。 ただし、課徴金制 度は、独占禁止法 違反行為を行った 事業者に対し、課 されるものであり、違 反行為を行ってい ない事業者に対し て、新たな負担を強 いるものではない。 (遵守コスト)	代替手段としては、現 状維持があるが、その場 合、過去のカルテル・入 札談合を分析・推計す ると、平均16.5%(約9割 の事案で8%以上)の不 当利得があるとみられ ながら、現行制度で対応 するとすれば、違反行為 を繰返す事業者が跡を絶 たない状況が改善され ない。 また、対価、供給量、 市場占拠率又は取引先 を制限する私的独占に ついては、違反事業者 が他の事業者を支配し ているだけで、価格カル テルと同様の経済実態 が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象 外であれば、違反行為 の抑止が働かない。購入 カルテルについても同 様である。 さらに、独占禁止法違 反行為による価格の上 昇・硬直化等に伴う経済 厚生低下が生じる。	「規制改革・ 民間開放推進3 か年計画」(平 成16年3月19日 閣議決定)の措 置事項 「独占禁止法 研究会報告書」 (平成15年10月 公表)の提言事 項 【RIA結果の活 用状況】 平成17年4月 20日、独占禁止 法改正法案成 立	改正法施 行後5年以 内に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
2	事務総局 経済取引 局総務課 企画室	課徴金減免制度 【緩和】 根拠法令 【法律】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成17年3月 (当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年5月	【目的】 カルテル・入札談合は、密室の行為であり、発見・解明が困難であることを踏まえ、違反行為の摘発により、事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図るためには、違反行為を自ら報告してきた事業者に対して、措置を減免する制度を導入することが適当であるとの認識から、欧米やアジアの各国において、いわゆるリニエンス制度が導入されている。同制度は、多くの国際カルテル事件等の調査において有効に機能しており、OECDも同制度が違反行為の摘発、抑止に大きな成果をあげているとして、加盟国政府に同制度の導入を推奨している。 【内容】 上記措置を導入するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。	課徴金減免制度を導入することにより、密室の行為であるカルテル・入札談合の発見・解明に資する。 また、違反行為から離脱するインセンティブを与え、企業の法令遵守の取組を後押しすることに資する。	減免申請の窓口等の体制整備。(行政コスト) 課徴金減免制度は、違反事業者に対して課される課徴金を減免するものであり、事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、カルテル・入札談合は、密室の行為であることから、発見・解明が困難であり、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図ることができない。また、独占禁止法違反行為が排除されないこと等による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生低下が生じる。 カルテル・入札談合は、密室の行為であり、課徴金減免制度を導入することにより、違反行為の発見・解明に資するため、現状が改善される効果があるものと思料される。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項 「独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月公表)の提言事項 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法改正法案成立	改正法施行後5年以内に行う。
3	事務総局 経済取引 局総務課 企画室	価格の同調的引き上げに関する報告の徴収制度 【廃止】 根拠法令 【法律】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成17年3月 (当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年5月	【目的】 年間国内総供給価額が600億円超で、かつ、上位3社の市場占拠率の合計が70%超という市場構造要件を満たす同種の商品又は役務につき、首位事業者を含む2以上の主要事業者(市場占拠率が5%以上であって、上位5位以内である者をいう。)が取引の基準として用いる価格について、3か月以内に、同一又は近似の額又は率の引き上げをしたときは、公正取引委員会は、当該主要事業者に対し、当該価格の引き上げ理由について報告を求めることができる。 意思の連絡なく価格を一斉に引き上げる行為に対してはカルテル規制では捕捉できないことから、価格の同調的引き上げが行われた場合に値上げ理由の報告を求め、国	事前に限定的な業種かつ価格の引き上げにのみ規制の網をかけておくのではなく、競争政策上望ましくないと考えられる同調的行為があれば、個別に理由を求めるなどの調査をすることにより、効果的に摘発に力を注ぐことができる。	-	代替手段としては、報告の徴収制度の維持があるが、報告の徴収制度は、導入当初期待されていた価格の同調的引き上げ行為に対して十分に抑止力を発揮しているとはいえない。また、監視対象品目及び周辺の品目について、監視対象に該当するか否かの視点から市場規模やシェアの調査を継続的に行い、これを踏まえて監視対象リストの改定を定期的に行うこととなるとともに、企業は、ビジネス上正当な行為を行っている場合であっても、価格引き上げの理由について	独占禁止法研究会報告書(平成15年10月公表)の提言事項 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法改正法案成立 平成17年5月27日、同制度の廃止	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				<p>会への年次報告でその概要を示すこととすることにより、企業の価格決定が慎重になり、公正かつ自由な競争の促進に資することになることを期待して設けられたもの。</p> <p>【内容】 上記規制を廃止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。</p>			<p>報告書を提出する作業が生じる。</p> <p>価格の同調的引き上げは、巧妙に意思の連絡を明らかにせず、意思の連絡がないかのように見えるカルテル行為、実際にも意思の連絡の一切ない同調行為に理論上区別できるが、運用状況や企業の意識の変化、運用改善等による対応についての検討を踏まえれば、政策的には、独占禁止法上は理由の報告等の特別の対応を行うよりも、上記に向けたカルテルの効果的な摘発に力を注ぎ、同のために用いているリソースを振り向けていくことが適当であると思料される。</p>		

表 RIA - 2 国家公安委員会・警察庁におけるRIAの実施状況(8件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
4	生活安全局生活環境課	デリバリーヘルス営業関係 ・ デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加 ・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用 ・ 警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 国会において審議を経る法律案であるため。	【目的】 デリバリーヘルスの営業について、店舗型ファッションヘルスの営業所類似の受付所が多数出現し、善良の風俗と清浄な風俗環境を害しているほか、同営業においては、年少者使用が後を絶たず、また、人身取引の被害者が接客業務に従事している可能性もある。 したがって、当該営業に係る受付所及び派遣従業者の待機所を届出事項に追加するとともに、受付所については、店舗型ファッションヘルスに対する規制を適用し、その設置地域、営業時間、客引き行為等を規制し、また、各種規制の遵守状況を確認するため、デリバリーヘルス営業の本拠となる事務所、受付所及び待機所を警察職員の立入対象とすることにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	受付所や待機所を立入りの対象とすることにより、デリバリーヘルス営業による年少者使用所に客として立ち入らせること等の各種違法行為が防止されるほか、受付所の設置を抑制することにより、脱法的な店舗型ファッションヘルスを抑制するなど、善良の風俗、清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成に資する。(社会的便益)	届出事項の追加による営業管理システムの整備に要する費用及び立入事務の増加。(行政コスト) 届出書の記載事項及び添付書類の増加に伴い負担が増加する。立入りについては、恒常的なものではなく、必要な限度においてのみ行われるものであるから、負担は少ない。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、受付所及び待機所における各種違法行為を防止することが困難となり、取締り等に要する負担が増加する。また、受付所が無制限に設置されることにより、善良の風俗、清浄な風俗環境を害し、少年の健全育成に悪影響を及ぼす。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成22年2月頃まで
5	生活安全局生活環境課	広告規制関係 ・ 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】	【目的】 性風俗関連特殊営業については、一般家庭の郵便受け等にビラを投げ込んだり、広告制限区域等において広告物を表示することが禁止されており、これらの違反行為は行政処分の対象とされているが、行政処分のみでは状況が改善されなかった。 したがって、これらの違反行為を直罰化する。また、一般家庭の郵便受け等に投げ込まれたビラや新聞、雑誌等に掲載されている店舗型、無店舗型の性風俗特殊営業に係る広告宣	性風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん濫が防止され、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に資する。(社会的便益) 法の規定に従って届出をしている業者にとっては、	取締りの負担は増加するが、従来に比べて効率的な取締りが可能となる。(行政コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、性風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん濫を十分に抑止できない現状が改善されない。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図る	平成22年2月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		の広告宣伝等の禁止 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	国会において審議を経る法律案であるため。	伝の多くが無届営業によるものであることから、無届業者による広告宣伝を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	競争関係にある無届業者が排除される利益がある。(関連業界への便益) 客となる意思のない者の住居に性風俗関連特殊営業に係るビラ等が投げ込まれることを防止でき、住居の平穏が守られる。(国民への便益)			ため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	
6	生活安全局生活環境課	客引き規制関係・客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 国会において審議を経る法律案であるため。	【目的】 最近、風俗営業等を営む者が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまといながら声を掛け、相手が関心を示してから客引きに移行する形態が増加している。これらの行為は、外形上は客引きに類似し、客引き行為と同様に善良の風俗と清浄な風俗環境を害している。 したがって、これらの「立ちふさがり」や「つきまとい」行為を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	善良の風俗と清浄な風俗環境の保持が図られる。(社会的便益) 風俗営業等の客となる意思のない一般の通行人に対する「立ちふさがり」や「つきまとい」行為が防止でき、一般の通行人が不快な思いをしなくなる。(国民への便益)	従来の客引きの取締りの延長で行うことができる事務であり、特に取締りの負担は増加しない。(行政コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、客引き類似の「立ちふさがり」、「つきまとい」行為が取り締まれないことにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が害される現状が改善されない。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成22年2月頃まで
7	生活安全局生活環境課	風俗営業許可の欠格事由等関係・風俗営業の許可の欠格事由等の追加 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 国会において審議を経る法律案であるため。	【目的】 人身取引の被害者が風俗営業、性風俗関連特殊営業において稼働している実態がある。 したがって、刑法に新設される人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由に追加することにより、これらの営業が人身取引の温床となることを防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	人身売買に関する罪を犯したブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業から排除され、人身取引の防止が図られる。(社会的便益)	風俗営業の許可や性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。(行政コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、人身売買の罪等を犯した者であっても、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営むことが可能となるが、このような者による営業を認めることに社会的利益はない、また、人身取引のブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むことが可	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に	平成22年2月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
			ため。				能となり、これらの営業が人身取引の温床となるおそれが高まる。	改正法律案提出	
8	生活安全局生活環境課	接客従業者の在留資格関係 ・風俗営業等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリックコメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 国会において審議を経る法律案であるため。	【目的】 風俗営業等に不法就労する外国人(特に女性)が後を絶たず、人身取引及び売春等の違法行為の温床となっている。 したがって、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の在留資格、在留期間等を確認し、確認の記録を作成・保存しなければならないこととすることにより、風俗営業等に係る不法就労の防止対策を強化し、風俗営業等に関する外国人に係る人身取引及び売春等の違法行為を防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	人身取引の被害者が風俗営業等に不法に就労することが防止され、人身取引の防止が図られる。(社会的便益)	特別な負担は増加しない。(行政コスト) 就労資格の確認記録の作成及び保存の負担が増加する。ただし、現行法においても、従業者名簿(労働者名簿)の作成・保存が義務付けられていることから、実際の負担は、それほど増加しないと見込まれる。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、風俗営業及び性風俗関連特殊営業が外国人の不法就労、人身取引の温床となり、各種違法行為や人権侵害が行われやすくなる。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成22年2月頃まで
9	生活安全局生活環境課	届出受理書関係 ・性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	平成17年2月(当該法律案審議時) 【パブリックコメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 国会において審議を経る法律案であるため。	【目的】 各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除するためには、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断することができる仕組みを構築する必要性が高い。 したがって、公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとし、性風俗関連特殊営業を営む者は、当該届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととすることにより、無届の性風俗関連特殊営業を排除する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	無届業者が排除され、無届業者による年少者使用、ピラレータ、売春の周旋等の各種違法行為が防止される。(社会的便益) 法の規定に従って届出をしている業者にとっては、競争関係にある無届業者が排除される利益がある。(関連業界への便益) 客又は従業者となろうとする者、広告宣伝業者、営業所等の場所を提供している者等が、無届業者による違法行為に巻き込まれたり、無届営業を	届出受理書を交付する事務が増加する。ただし、届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。(行政コスト) 関係者から請求があったときは、届出受理書を提示しなければならない。(遵守コスト)	代替手段としては、「公安委員会が届出書を提出した業者の一覧表を作成し、公表する」ことが考えられるが、その場合、届出受理書の交付と同様に、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断できるが、関係者にとって、公安委員会に赴いて一覧表を閲覧することやホームページ上で届出書を提出した業者を検索することは、性風俗関連特殊営業を営む者に届出受理書の提示を求めることに比べて負担が重く、また、ホームページの更新等の行政コストも届出受理書の交付に	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成22年2月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
					助長することが防止される。(国民への便益)		比べて大きい。		
10	交通局 交通企画課	中型自動車による違反行為に対する使用制限命令の期間を3月とする 【新設】 根拠法令 【政令】 ・道路交通法施行令	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年4月	【目的】 大型化が進展した貨物自動車による交通事故を防止するため、平成16年の道路交通法改正により、新たに自動車の種類として中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)が設けられた。 上記の趣旨に照らすと、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であることから、中型自動車の運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車と同じ3月とすることにより、これを抑止する。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。	中型自動車の使用者に対する使用制限命令の感銘力が高められ、常習的な違反行為が抑止され、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれが少なくなる。(社会的便益)	特別の負担の増加は生じない。(行政コスト、遵守コスト)	代替手段としては、「中型自動車の運転者が違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車に係るものよりも短縮する」ことが考えられるが、その場合、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であるにもかかわらず、常習的な違反行為の抑止が不十分となる。	- 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年5月27日、政令改正	平成24年 6月頃
11	交通局 運転免許課	中型免許を受けた者に対する運転制限 【新設】 根拠法令 【政令】 ・道路交通法施行令	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年4月	【目的】 平成16年の道路交通法改正により、中型免許を受けた者で、21歳未満のもの又は中型免許等を受けていた期間が3年未満のものは、政令で定める中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)を運転することができないこととされた。 緊急自動車については、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行する必要性が高いことにかんがみ、通行区分等の特例が認められており、このような自動車を安全に運転するためには、通常の自動車の運転に比べてより高度な技能及び知識が必要とされることから、この政令で定める中型自動車を緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とすることにより、緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。	緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止が図られる。(社会的便益)	審査事務が増加する。ただし、平成16年改正前も同様の運転制限があり、審査に関する規定も設けられていたことから、実際の事務量が增加することはないと見込まれる。(行政コスト) 中型免許を受けてから一定の条件を満たすまでは、公安委員会が行う審査を受けなければ緊急自動車を運転することができなくなる。(遵守コスト)	代替手段としては、「中型免許を受けた者が運転することができない自動車として、緊急自動車を定めない」ことが考えられるが、その場合、緊急自動車である中型自動車の事故防止を図ることができない。	- 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年5月27日、政令改正	平成24年 6月頃

表 RIA - 3 総務省におけるRIAの実施状況(7件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
12	消防庁 危険物 保安室	水素供給スタンドの給油取扱所への併設 【改正(追加)】 根拠法令 【政令】 ・危険物の規制に関する政令	平成17年1月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年1月	【目的】 燃料電池自動車に水素を供給するスタンド(以下「水素スタンド」という。)は、給油取扱所内に設置することが認められていない施設であるが、今回の改正により技術基準の特例を設け、必要な安全対策を施すことにより、給油取扱所内に水素スタンドを併設することを可能とし、今後の水素スタンドの効率的な普及に資する。 【内容】 水素スタンドを給油取扱所内に併設するに際し、必要な安全対策を施すため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。	給油取扱所内に水素スタンドを併設する場合、以下のような危険要因が想定されるが、技術基準を満たすことにより、これらの危険性を防止(低減)することができる。 水素スタンド設備について、その構造等の技術上の基準を遵守し、定期的な点検を行っても、材料劣化等によるガス漏えいが発生し、給油取扱所内の立地という特殊性から生じる他の危険物への引火による火災の危険 車両の増加、輻輳により給油のための車両が水素スタンド内に進入し衝突 水素改善装置の原燃料タンクへの荷卸し中等に発生した原燃料の漏えい火災が給油取扱所の固定給油設備等に影響を及ぼす。	技術基準により付加される付加基準は給油取扱所と水素スタンドの間のレイアウトの基準程度であり、追加の設備はほとんどない。	代替手段としては、技術基準の未設定が考えられるが、給油取扱所内に水素スタンドを併設することができる規定を整備し、さらに給油設備と水素スタンド設備を併設させる場合の危険要因に対応した技術基準を導入することにより、双方の間の危険性が影響しあうことを最小限にすることができ、安全性を確保しつつ給油取扱所を併設することができる。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)、平成17年4月1日施行	-
13	消防庁 危険物 保安室	地下貯蔵タンク本体の構造等の技術基準に係る性能規定化 【改正(緩和)】 根拠法令 【政令】 ・危険物の規制に関する政令	平成17年1月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年1月	【目的】 危険物を地下に貯蔵する地下タンク貯蔵所については、タンク本体、タンク専用室の構造等に関する技術上の基準について、具体的に仕様が定められているため、技術の進歩による新たな材料・技術によって、現在規定されている仕様規定と同等以上の性能を持つものが開発されても、技術基準に規定された仕様に合致しないと使用することができなかつた。そこで、技術基準に性能規定を導入し、新技術・新素材の円滑な導入の促進を図る。	地下貯蔵タンク本体の構造等について性能規定化された技術上の基準を定めることにより、タンク本体に係る周囲の土圧、内容危険物の液荷重、地震の影響等に耐え得る構造となるため、地下タンク貯蔵所の安全性が確保される。	地下貯蔵タンク本体の構造等について性能規定化された技術基準に適合する強固なタンク等を設置する必要があるため、遵守コストの発生が予想される。	代替手段としては、「性能規定化しない」が考えられるが、地下タンク貯蔵所の構造等の技術基準を性能規定化することにより、新技術・新素材の導入、安全対策に関する選択の幅の拡大となる。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)、平成17年4月1日施行	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				【内容】 技術基準に性能規定を導入するため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。				日施行	
14	消防庁 危険物 保安室	危険物地下貯蔵 タンク(二重殻タ ンク等を除く。)に 係るタンク専用 室以外の設置 方法の廃止 【改正(強化)】 根拠法令 【政令】 ・危険物の規制 に関する政令	平成17年1月 (パブリック・コ メント実施前) 【パブリック・コ メント実施の有 無】 有・無 【有の場合、実 施時期】 平成17年1月	【目的】 現在、危険物の規制に関する政令に基づき、地下に埋設する危険物タンクについては、危険物の漏えい防止及び漏えい拡大防止上の目的から、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。しかし、近年、タンク専用室を省略した地下貯蔵タンク(二重殻タンク等を除く。)における危険物の漏えい事故が増加傾向にあることから、地下貯蔵タンク(二重殻タンク等を除く。)について当該タンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図る。 【内容】 地下貯蔵タンクに係るタンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図るため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。	タンク専用室内設置又は二重殻タンクの場合、タンク本体(内殻)から危険物が漏えいした場合でも、タンク専用室内又は外殻内で漏えい物が留まるため、タンク専用室外又は外殻外に危険物が漏えいする危険性が少ない。 さらに二重殻タンクの場合、タンク本体で漏えいが発生した場合、内殻と外殻の間にある漏えい検知設備によって、より確実にかつより速やかに漏えいを発見できる。 また、タンク本体が直に土砂と接触していないため、腐食等による劣化が発生しにくい。 以上の理由により、漏えい等の危険性(事故発生率)がさらに低減する。 (参考) 過去5年間(平成10年～14年)の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの:0.00 ・タンク専用室以外の方法で設置したもの:0.34	タンク室省略工事と比較して、概ね、タンク室設置工事は1.5～2.0倍、二重殻タンク(SF)にあつては1.05倍～1.2倍の工事費が必要となる。 (遵守コスト) (参考) 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 二重殻タンクについては、危険物の規制に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。 (遵守コスト) (参考) 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×(30年÷3年)=30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×(15年÷3年)+5万円×15年=100万円 二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。	代替手段としては、現状維持があるが、タンク専用室省略基準を廃止することは、事故発生防止上、危険物の漏えい拡散量の抑制上、さらに今後の維持管理に係る負担などを考慮すれば、十分効果のあることと思料する。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)、平成17年4月1日施行	-
15	総合通 信基盤 局電気 通信事 業部料 金サー	工事担任者資格 者証の種類の見 直し 【改正(見直し・ 充実)】	平成17年2月 (パブリック・コ メント実施時) 【パブリック・コ メント実施の有	【目的】 近年のIP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展を受け、資格者証の種類を見直すとともに、試験科目の内容等について	工事担任者が有すべき知識及び技能に関して、最近の技術動向を踏まえより適切なものとする事ができる。 基礎的な電話サービスと考えられるISDNサービスに	改正前の資格は改正後においても効力を有するものとしており、既資格者において追加的に発生するコストはない。 資格者証の種別の見直し	代替手段としては、現状維持(制度改正を実施しない)が考えられるが、制度改正により新たに大きな追加的コストは発生しない反	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
	ビス課	根拠法令 【省令】 ・工事担任者規則	無] 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	充実を図る。 【内容】 現在のアナログ種及びデジタル種に分かれている資格者証の種類を、電話系サービス(アナログ電話及び総合デジタル通信サービス(ISDN))に係るもの及びデジタルデータ系サービス(ブロードバンドインターネット等)に係るものに見直すとともに、試験科目の内容等について、基本的なセキュリティ技術に関する知識、その他IP技術等の進展に応じ必要とされる関連知識の充実を図ることとする。	係る工事で、ISDN1回線を超えるもの場合、実質的に難易度の最も高いデジタル第一種を取得しないと工事ができないといった問題があるが、改正により、施工工事の規模内容に応じ、希望者が適切な資格種別を選択できるようになる。 また、アナログ電話及びISDNといった電話系サービスに係る工事を一つの資格区分で工事できるようになり、資格の効力及び工事の実態をより適切にリンクできる。 特にデジタル第二種等工事の実態に対応していないこと等により受験者数が激減している区分について、見直しを行うことにより資格区分毎の受験者数格差が是正され、ひいては適切な制度運用が可能となる。 (デジタル第二種の受験者数の最近5年間の状況) 3,159 2,750 1,869 1,360 1,158	により、各種別において必要とされる知識及び技能についても見直す必要があり、それに伴い工事担任者養成課程においては、設備・講師等の追加調達の可能性があるものの、制度の基本的枠組みを変えるものではないため、現状で必要とされるコストに比較してそれほど大きなコストが発生するとは考えにくい。	面、期待される効果が大きいことから制度改正を行うことが適当と考えられる。	正	
16	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	工事担任者養成課程の認定基準の緩和 【改正(緩和)】 根拠法令 【省令】 ・工事担任者規則	平成17年2月 (パブリック・コメント実施時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	【目的】 工事担任者養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかに多様なメディアを利用した授業についても認め、資格取得希望者の利便性を向上させる。 【内容】 資格取得希望者の利便性を向上させるため、工事担任者規則に規定する当該養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかにインターネット等多様なメディアを利用した授業についても認めることとし、同規則及び関	総務大臣が認定した養成課程については短期集中型の面接授業によるものとされているが、履修希望者によっては、まとまった時間を履修に割けない等当該者に応じて様々な環境が想定される。履修者自らの事情に応じて時間のあるときに在宅で履修ができるような授業形態を養成課程として認めることにより、資格を希望する履修者の利便性を向上することができる。 多様なメディアを利用して行う授業においては、調達	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の初期コストは2億円程度と考えられる。	代替手段としては、現状維持(制度改正を実施しない)が考えられるが、制度改正により、 多様なメディアを利用した授業による養成課程には当該授業形態による提供に必要なコストが発生するものの、面接授業による養成課程に必要とされる設備・土地等に係るコストは削減される、 養成課程実施者に	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改正	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				連法令を改正する。	する設備の種類及びその調達期間等が面接授業による場合と異なること及び履修者を受講させるための土地建物が不要であること等の特色がある。養成課程を実施しようとする者は、それぞれの状況に応じて、当該多様なメディアを利用して行う授業若しくは従来の面接授業のいずれか適したものを選択することができるようになる。		としては、どちらを選択するかをそれぞれの事情に応じて選択可能である、養成課程履修者においても、その事情に応じて、従来の面接授業による課程に加え多様なメディアを利用した課程も選択可能になる等、選択の幅が拡大されることから制度改正を行うことが適当である。		
17	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく表示義務等の適用範囲の拡大等 【改正(拡充)】 根拠法令 【法律】 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリックコメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律改正	【目的】 電子メールの送信による被害を軽減する。 【内容】 最近における送信手法の巧妙化・悪質化に鑑み、「特定電子メール」の定義の拡大、架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大、送信者情報を偽った送信に対する直罰化等の措置を講じ、これらの電子メールの送信による被害を軽減する。	企業や団体等に対して送信される、事前の承諾を得ない広告・宣伝メールに対しても表示義務や再送信禁止の義務等が課され、電子メールの利用について一層の良好な環境の整備が図られることが期待される。 送信者情報を偽って送信する行為を直接刑事罰の対象とすることで、抑止効果や警察等の捜査機関による取締りが行われることにより法の執行がより効果的に担保できるようになることが期待されるほか、フィルタリング等の電気通信事業者及び利用者における迷惑メール対策の効果向上等が見込まれる。 架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大により、電気通信事業者等に対する架空電子メールアドレスあてメール送信件数が減少し、電子メールサービスの円滑な提供が確保されることが期待される。	架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大など、行政処分の対象となる禁止行為の拡大により、総務大臣が行政処分のための調査等をするためのコストが増加する。 新たに刑事罰の対象となる送信者情報を偽った送信行為について捜査等をするためのコストが発生する。 新たに禁止範囲に含まれることとなる手法により電子メールの送信を行っている者等には、当該手法を中止又は変更するコストや、そのために営業が一部できなくなるなどのコストが生じると考えられる。 また、企業や団体等に対して、事前の同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には、「未承諾広告」と表示する義務等を新たに遵守するためのコストが生じる。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、当該規制を選択した場合、行政コストが発生するのは捜査機関等に限られること、遵守コストについても、企業や団体等に対して事前同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には現在個人に対して送信する場合と同様の表示をすれば足りること、架空電子メールアドレスによる送信や送信者情報を偽った送信のような手法は正当な広告宣伝メールの送信を行う場合には想定されないそもそも悪質な行為であること などから、想定される負担については限定的なものであると考えられる。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月11日、第162回国会に改正法律案提出。5月13日成立、5月20日、平成17年法律第46号として公布	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
							一方、期待される効果については、広く電子メールを利用している者一般に見込まれ、直罰化による抑止効果も期待される。 したがって、当該規制を選択した場合のコストと効果を比較すると、効果の方が大きいと判断される。		
18	情報通信政策局放送政策課	電波法及び放送法の一部を改正する法律案に基づく間接出資規制の導入 【新設】 根拠法令 【法律】 ・電波法	平成17年4月 (当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律案に基づく規制であること	最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「外国人、外国法人等が議決権の一定割合以上を占める日本の法人又は団体」(外資系日本法人)が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とすること(外資に係る間接出資規制の導入)により、放送に係る外資規制の実効性を確保しようとするものである。規制の対象としては、言論報道機関として大きな社会的影響力を有し、災害情報をはじめとして国民生活に不可欠な情報を国民・視聴者に伝達するという大きな役割を担っている地上放送に限るもの。	我が国の政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う地上放送について、外資系法人による影響が制限される。	地上放送事業者を監督する総務省において、地上放送事業者に対し間接出資規制の法令を遵守させるためのコストが発生する。(行政コスト) 地上放送事業者が自らの株主の株主構成について把握するためのコストが生じるが、証券取引法上の大量保有報告書、会社四季報等の市販資料等により株主の株主構成について把握が可能であることから、想定される負担は限定的であると考えられる。また、外資系日本法人が地上放送事業者の株式を取得した場合に、株主名簿等の名義書換の拒否又は議決権の制限を受けるコストが発生する。一方で、地上放送事業者の株主自身にとっても地上放送事業者が放送局免許の取消しをされないことが利益となり、当該株主の積極的な協力も期待できることから、想定される負担は限定的であると考えられる。(遵守コスト)	当該規制を選択した場合、当該法令を遵守する地上放送事業者等に生じるコストは限定的であり、一方、大きな社会的影響力を有する言論報道機関であり、国民の生命・財産の保護の上で重要な役割を担っている地上放送に関して、外資系法人による影響が排除され、自国民の電波の優先利用を確保する大きな効果が期待される。 代替手段としては、現状維持が考えられるが、当該規制を選択した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月19日、第162回国会提出	-

表 RIA - 4 法務省におけるRIAの実施状況(2件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
19	入国管理局入国管理企画官室	学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 【新設】 根拠法令 【告示】 ・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動	平成16年12月 (パブリック・コメント実施時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年12月	【目的】 地域再生本部において決定された「地域再生推進のためのプログラム」において、全国で講じる支援措置として、学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対し、在留資格を付与し、地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業の推進を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動に係る告示について所要の改正を行う。	国際文化交流に係る講義を行う人材の確保が容易となる。 小学校の生徒等が外国語や異文化を体験する機会が広がり、語学力の向上や国際化へ対応し得る人材育成が図られる。 また、相互理解の促進や地域社会の活性化に資する。	通常の入国審査、在留審査等に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在者となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、規制の全廃が考えられるが、その場合、国際文化交流に係る講義を行う人材の確保の容易化は予想されるが、不法就労の増加等による行政コストの増加などの悪影響が予想され、不法滞在外国人が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月17日、告示改正(法務省告示第104号)	平成21年12月末
20	入国管理局入国管理企画官室	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し 【改正(強化)】 根拠法令 【省令】 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成16年12月 (パブリック・コメント実施時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年12月	【目的】 「興行」の在留資格に関する上陸許可の基準から、外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有することとする規定を削除することで、「興行」の在留資格が人身取引に利用されることの防止を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に所要の改正を行う。	適切な入国が確保され、不法就労者や人身取引の被害者の数が減少する。 地域社会における風紀や治安が改善する。また、適切な文化交流の機会が増進され、外国の文化に対する理解が深まる。	通常の入国審査、在留審査等に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在者となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、芸能人としての能力を有していることの確認の強化や適切な芸能活動が行われているかの調査等に係る行政コストの増加などが予想され、「興行」の在留資格の人身取引への利用が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、省令改正(法務省令第16号)	平成21年12月末

表 RIA - 5 外務省におけるRIAの実施状況(1件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
21	領事局 旅券課	紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入(旅券名義人が紛焼失を届け出る際の出頭の義務付け) 【新設】 根拠法令 【法律】 ・旅券法	平成17年5月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本規制の導入は、国会審議を経た法律の改正によるものである。	【目的】 現行の旅券法では、紛焼失した旅券は、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛焼失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行されない限り失効しない。これらの紛焼失した旅券が第三者に悪用されることを防止する。 【内容】 紛焼失の届出に基づき当該旅券を迅速に失効させることとした(なお、旅券の紛焼失の際の届出義務自体については、法律改正前と同様である)。 国際的にも見ても、2004年6月のシーアイランド・サミットにおける「安全かつ容易な海外渡航イニシアチブ」の合意に基づき、国際刑事警察機構(ICPO)を經由して紛失・盗難旅券に係るリアルタイムな情報提供が開始(同年11月)されるなど、紛失・盗難旅券の悪用防止の強化が図られているところであり、本制度は、右動きを具体化するものでもある。	本人出頭を厳格に行い、不正な失効を防止することで、正当な旅券を所持する日本国民の出入国が拒否されず、国民が円滑かつ安全に海外渡航し様々な活動を行う機会を守ることができる。(国民に対する利益) 第三者による旅券の不正失効を防止し旅券犯罪を未然に防ぎ、旅券の信頼性を確保することができる。(社会的利益) 盗難・紛失旅券情報の提供が国際的にリアルタイムで行われているため、出頭義務をかけることにより、第三者による不正失効を防ぎ、日本国旅券の信頼性を維持することができる。(その他の利益)	特別な支出は必要としない。(行政コスト) 出頭する手間とコスト。(遵守コスト)	代替手段としては、「届出の際の出頭を義務付けず、郵送やオンラインでの届出を認める」が考えられる。その場合でも、紛焼失旅券を失効できるが、第三者による届出による不正失効の可能性があり、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務付けて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講じることが妥当と考える。	平成16年10月の海外交流審議会答申において、渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保することとなっている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年6月10日、改正法公布	平成22年5月末まで

表 RIA - 6 文部科学省におけるRIAの実施状況(9件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
22	文化庁 長官官 房著作 権課	著作権等の管理業務を行う承認TLO等に対する著作権等管理事業法に基づく規制 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・著作権等管理事業法施行規則	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年12月	【目的】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を著作権等管理事業に該当することとし、著作権等管理事業法に基づく管理事業者に対する各種の義務を課すことにより、著作権又は著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物等の利用の円滑化を図る。 【内容】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を、著作権等管理事業法に基づく登録の対象とし、同法に基づく義務を課すため、著作権等管理事業法施行規則に所要の改正を行う。	著作権等管理事業法に基づく義務が課されること、及び文化庁長官による適切な指導が実施されること等により、以下の便益が見込まれる。 著作権等を委託する者のリスク低下 著作物等の利用の円滑化	登録対象事業者が拡大したことによる行政コスト、事業者の遵守コストの発生が見込まれるが、それらのコストは低いものと考えられる。 また、社会コストは上昇しないものと考えられる。	代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には、登録のための遵守コストは発生しない一方、登録制を取ることで社会的便益は得られる。登録の際の行政コストと社会コストは大きくなく、現行制度の維持の場合とそれほど差異はないと考えられることから、登録による遵守コストと社会的便益を比較考量し、文化庁長官への登録を要することが合理的である。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年12月28日、省令改正	施行から3年後
23	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	医療分野における規制の合理化 【緩和】 根拠法令 【政令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用対象から、以下を除外する。 医薬品の原料又は材料(薬事法の製造所に存するもの) 病院又は診療所において行われる治験の対象とされる薬物 これらの他に病院又は診療所において医療を受ける者に投与されるもの(院内製剤) 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの	医薬品の原料又は材料を放射線障害防止法の対象から除外することにより、同法と薬事法の二重規制を解消することができる。(受益者:放射性医薬品製造事業所3事業所、このほか海外からの放射性医薬品輸入事業者も放射線障害防止法の許可が不要となる。) 治験薬、院内製剤の人への投与について、放射線障害防止法から除外し、医療法での関係規定を整備することにより、医療法の下で一元的に規制を受けることとなる。なお、医療法では、現在、診療用放射性同位元素に	放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律の適用対象から除外することにより、規制対象となる事業所が減少し、許可審査、施設検査、定期検査等に必要コストの減少が期待される。(行政コスト) 薬事法との二重規制及び新たに放射線障害防止法から移管されることとなる事業者の遵守コストは、薬事法との二重規制となっている事業者については放射線障害防止法における手続き等に係る人件費等が解消されることとなるが、その他のコスト(施設の技術基準の遵守のためのコスト等)については現状でも同様な基準が二重で課され	代替手段としては、現行制度の維持が考えられるが、本制度改正は一定の便益が期待される一方、費用面では少なくとも現行より上昇することがない。一方、現行制度が維持された場合、費用面では変わらないが、制度改正による便益が得られないこととなる。そのため、医療分野における規制の合理化をすることは妥当と判断した。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		一部を改正する省令		変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	<p>ついて、国の許可制ではなく、都道府県知事への届出により規制している。(今回の改正の施行は、医療法で関係規定が整備された後に行うこととする。)</p> <p>放射性物質を用いた治験は、放射性医薬品のみならず、一般の医薬品の開発においても、薬物の人体中の挙動を知るために有効である。放射性物質を用いた治験は、我が国の企業が必要とするものであっても、現在、外国で実施されている。企業の動向、関係法令の規定整備等次第では、我が国における治験の増加が期待される。</p> <p>今回の改正により、放射性医薬品を含め、医療目的での放射性物質の人への投与については、放射線障害防止法では規制せず、医療法による規制に一元化されることとなる。これにより、放射線障害防止法と医薬関係法令の役割の区分が明確化する。(潜在的事業者:医療機関約800事業所)</p>	<p>ていることから、放射線障害防止法の適用がなくなったとしても、今までと変わらないものと考えられる。</p> <p>治験薬の人への投与を行う医療機関については、放射線障害防止法の許可を要しないことに伴うコストの低減が考えられる。医療機関における院内製剤の人への投与については、放射線障害防止法の許可を要しないものの、院内での薬剤の製造に放射線発生装置又は放射性同位元素を使用する場合には、引き続き放射線障害防止法の許可が必要となるため、放射線障害防止法について、全体としては遵守コストは変わらないものと考えられる。(遵守コスト)</p> <p>事業者が規制を受ける根拠となる法令の変更(移管)であるため、社会が新たなコストを負担するものではない。また、規制の内容が変更されるものではないことから放射線利用に係る安全性は維持されるため、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストに変更はない。(社会コスト)</p>			
24	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加 【緩和】 根拠法令 【政令】 放射性同位元素等による放射線障害の防	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】	【目的】 放射性同位元素等の使用の場所の変更の都度、許可を要せず、届出で足りることとする放射性同位元素等の範囲、使用目的を拡大する。 この改正では、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。ただし、許可を受けた使用施設外で	移動使用の目的として「物の組成の調査」を追加することにより、蛍光X線分析装置を許可を要せずに移動して使用できることが法令上明確になり、放射線の利用の多様化に対応することができる。また、移動使用できる放射性同位元素の数量を拡大することにより、非破壊検	移動使用について、許可を要せず、届出のみで足りるため、審査等は要しない。したがって、対象機器が拡大し、届出件数が増加したとしても、人件費等のコストの上昇はないと考えられる。(行政コスト) 新たに、移動使用に当たって、放射線取扱主任者免状を有する者(以下「有資格者」と	代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には遵守コストが発生しない一方、今回改正案のとおり移動使用の対象を拡大して、同時に安全のための措置を講じる場合には、非破壊検査等の事業の効率化や安全性の向上という便益が期待で	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		<p>止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	平成17年3月	<p>使用できる対象機器の範囲が広がるため、この改正によって、放射線利用の安全性が損なわれることのないよう、使用の基準に以下の事項を追加する。 400GBq以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の移動使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。 放射性同位元素又は放射線発生装置の移動使用をする場合には、放射線発生装置については第1種放射線取扱主任者免状を有する者を、放射性同位元素装備機器については第1種放射線取扱主任者免状又は同項第2号の第2種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下で行うこと。(当分の間は、370GBq以下の放射性同位元素については、第3種放射線取扱主任者免状を有する者又はガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示でもよいこととする。)</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>査について、検査に要する時間の短縮や線源の調達のための平均コストが低減すること、さらには海外で使用されている検査用の機器の利用が可能となることから、事業者の負担を軽減することができる。 また、従来は届出による移動使用が認められていなかった放射線発生装置について、今回、届出により移動使用できる対象として追加することにより、地下検層等の放射線利用の多様化に対応することができる。(受益者:約50事業所(非破壊検査事業)非破壊検査件数年間約2,000件)</p>	<p>いう。)の指示の下で行うことを義務付けたため、一定数の有資格者を確保する必要があり、人件費の上昇の可能性がある。(この人件費の上昇は、既に社内を選任はされていないが有資格者が多数いる場合、新たに外部から有資格者を雇用する場合、従業員を有資格者に養成する場合など多様な場合が想定されるため定量的な評価はできないが、今回の改正では、経過措置として、当分の間は従来から使用されている370GBq以下の放射性同位元素については、第3種放射線取扱主任者免状を有する者(講習のみで取得可能)又はガンマ線透過写真撮影作業主任者(現在も労働安全衛生法により配置)の指示でもよいこととするため、現在移動使用に用いている機器の使用に係る人件費については、ほぼコスト上昇はないものと考えられる。) また、放射性同位元素装備機器については、線源の脱落防止機構の装備を義務づけるが、400GBq上の機器が対象であり、現在許可を要しない移動使用に使われている370GBq以下の機器についてはコストの上昇はない。(遵守コスト) 移動使用の対象と使用の目的を追加・新設するものであり、これにより、新たな社会的なコストの上昇は考えられない。 また、今回、移動使用できる放射性同位元素の数量の拡大及び放射線発生装置の移動使用を可能とすることにより移動使用中に放射線障害が発生する潜在リスクが増</p>	<p>きる。それに伴うコストも、現在移動使用に使われている機器については当分の間は、より簡便な措置を講じれば良いこととされており、実質的に現行制度の維持の場合と、それほど差異がないものと考えられる。そのため、移動使用の対象を拡大と安全のための措置を同時に講じることが妥当と判断した。</p>	月1日、省令改正	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
						加するとの指摘もあるが、今回の改正は、簡素な手続きを適用できる範囲を拡大するのみであり、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。さらに、今回新たに線源の脱落防止機構を備えること、移動使用は放射線取扱主任者免状を有する者等の指示の下で行わなければならないこととしており、法的義務を新設し、取扱いに対する安全性の確保のための措置を強化していることから、放射線利用の安全性の観点から、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストは、従来から使用されている370GBq以下の機器については低減し、新たに届出により移動使用できることとなる機器については現在と同等であると考えられる。(社会コスト)			
25	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	特定設計認証制度の対象となる放射性同位元素装備機器の指定 【改正(追加)】 根拠法令 【政令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】 ・放射性同位元素等による放	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された特定設計認証制度に関して、特定設計認証を受けることができる機器として以下のものを指定する。 煙感知器 レーダー受信部切替放電管 その他その表面から10cm離れた位置における最大線量当量率が1 μ Sv/h以下のものであつて文部科学大臣が指定するもの(集電式電位測定器及び熱粒子化式センサ) 放射線障害防止法の規制	昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により放射性同位元素の規制対象下限値を変更したことにより、以下の参考に示すような放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が新たに規制対象となる。 これらは社会で広く利用されていることから、これらの機器を新設された特定設計認証制度の対象として指定することにより、放射線利用の安全性を損なうことなく、新たに規制の対象となった当該機器を使用する個々の使用者	特定設計認証制度の実施により、個々の設計に対する審査業務が新たに発生するが、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により、登録認証機関制度が導入されており、実際の審査業務は当該機関に委ねることとしているため審査のための直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。(登録認証機関は関係法令及び文部科学大臣の認可を受けた「設計認証業務規程」に基づき、申請者から手数料を徴収して審査業務を実施するものであり、経理的に国と独立している。国からの審査のための委託費あるいは役務費等の直	特定設計認証制度の代替手段としては、今回放射線障害防止法施行令において放射性同位元素装備機器の指定を行わないことにより、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法によって取り入れられた特定設計認証制度の規定を実質的に空文化させ、新たに規制対象となる機器についても、現行の規制を全て適用させ他の放射性同位元素装備機器と同様の法的義務を課す手段があり得る。(そもそもそうした選択肢は、昨年6月の法律改正の主旨に反するため選択	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令		<p>対象下限値を、国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠したものに変更したことに伴い、従来、規制の対象となっていなかった放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素を装備した機器についても、規制の対象となることとなった。これらの機器は、一般の建物、船舶、航空機等に用いられており、安全に使用されてきた実績等を踏まえ、特定設計認証制度を新たに導入した。</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>の法的義務を最低限に留めることができるという大きな便益がある。</p> <p>これらの放射性同位元素装備機器で製造業者等が特定設計認証を取得したものについては、使用者及び販売業者は、機器の廃棄については留意する必要があるものの、国へ届出を行う必要もなく、他の一般の放射性同位元素の使用者に課されている使用等の帳簿の作成、放射線等の測定、定期的な健康診断の実施や国への報告等、種々の放射線障害防止法上の義務の適用がなくなるため、使用者等の負担が大幅に軽減されるものである。(参考:国内使用台数(概数)) 煙感知器:数百万台 レーダー受信部切替放電管:10,000台 集電式電位測定器:4,000台 熱粒子化式センサ:5,000台</p>	<p>接的な行政コストは発生しない。)(行政コスト) 特定設計認証制度の実施により、製造業者等が個々の設計について、特定設計認証を取得するための新たなコストが発生する。しかしながら、特定設計認証の登録認証機関への申請に伴う手数料は、登録認証機関が国の認可を受けて定めることとなっており、登録機関制度により、複数の機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化することはないと考えている。</p> <p>なお、特定設計認証を受けた機器の廃棄については、放射線障害防止法の許可届出使用者、許可廃棄業者への委託を求めることとしている。規制対象ではない現在も製造者等による自主的な回収が行われているものであり、大きなコスト増をもたらすものではない。(遵守コスト) 特定設計認証制度の実施により、従来から使用されている放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が、安全性が損なわれることなく、引き続き使用できるものであるため、新たな社会的コストは発生しない。(社会コスト)</p>	<p>し得ない。)その場合、個々の使用者は届出等の行政手続きを行い、使用に際しては帳簿を作成しなければならない等の利便性が低下するばかりでなく、放射線障害防止法を遵守するために必要な知見を得る必要が生じるため、大きな負担を要することとなり、社会的混乱を招くおそれがあるという点で問題がある。</p> <p>特定設計認証制度は、放射線利用の安全性を損なうことなく、同時に個々の使用者の利便性も損なわないで、従来どおり放射性同位元素装備機器を使用できるようにするため導入された制度である。</p> <p>今回の放射線障害防止法施行令の改正において、当該制度の主旨を貫徹して、放射性同位元素装備機器の指定を行うことで、適切に特定設計認証制度の運用が行われていくものであり、その便益は非常に大きいものである。</p> <p>以上から当該制度を適切に履行するため具体的機器の指定をすることが妥当と判断した。</p>		
26	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	施設検査、定期検査の対象の見直し等 【改正(拡充)】 根拠法令 【政令】 放射性同位元素等による放	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無	<p>【目的】 施設検査及び定期検査の対象を以下のように見直す。(密封された放射性同位元素) ・1個(1台)で10TBq以上・貯蔵能力が10TBq以上(密封されていない放射性同位元素)</p>	<p>施設検査及び定期検査の対象の見直しは、最新の科学的知見に基づいて、検査対象を適正化するものであり、規制の一層の合理化が図られるという便益がある。</p> <p>特に、今回の密封された放射性同位元素に関する</p>	<p>登録認証機関と同様に、実際の検査業務は、登録検査機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。</p> <p>なお、登録検査機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持があるが、この場合、国際的な最新の科学的知見に基づいて、機器等の危険性に相応した検査対象の設定がなされていないこととなり、数量の小さな機器のみを多数使用している者</p>	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		<p>射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>【有の場合、実施時期】 平成17年3月</p>	<p>・下限数量の10万倍以上 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>る検査対象の見直しにより、最近、国際原子力機関(IAEA)が定めた放射線源の安全上の分類において最も潜在的な危険性が大きいとされるカテゴリー1に分類される機器等が検査対象となる。このことにより、事故等による放射線障害等の潜在的リスクを低減することができる。</p>	<p>定期検査業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト)</p> <p>新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の現行の手数料に照らせば、25万円程度となる。登録検査機関制度では複数の機関の参入が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受ける場合等の弾力的な料金設定が想定される。これらにより、実際の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。(遵守コスト)</p> <p>今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。</p> <p>密封された放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約40事業所</p> <p>密封されていない放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約140事業所</p> <p>従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者 約40事業者</p> <p>検査対象の見直しに係る変更であり、手数料は事業者が負担するものであるため、これにより、新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、検査の対象を、国際原</p>	<p>が検査対象となるなど個々の事業者によっては不当に厳しい規制が課され無駄なコストを強いることとなるおそれがある。</p> <p>一方、検査対象を見直した場合、新たに検査対象となる事業者はコストが発生するが、このコストは使用している放射性同位元素の潜在的危険性に応じた安全性の確保のための必要的コストであると考えられる。</p> <p>以上から、検査の対象を見直さないで、現行制度のままとすることにより、得られる便益は無く、現状の規制の合理性の確保の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。</p> <p>また、検査対象を見直すことで、比較的危険性の高い事業所が検査の対象となることから、放射線利用の安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することからも、検査対象の見直しをすることは妥当であると判断した。</p>	<p>改正 平成17年6月1日、省令改正</p>	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
						子力機関(IAEA)が定めた放射線源の安全上の分類に基づいて適正化するものであることから、安全上重要な施設に対して検査が実施されることとなり、放射線利用の安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)			
27	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	定期確認の期間 【改正(追加)】 根拠法令 【政令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期確認制度に関して確認を受けなければならない期間を定期検査と同じ期間に定める。 密封された放射性同位元素を使用する特定許可使用者 5年ごと 放射線発生装置を使用する特定許可使用者 5年ごと 密封されていない放射性同位元素を使用する特定許可使用者 3年ごと 許可廃棄業者 3年ごと 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	近年の事故の事例においては、施設・設備の不備(ハード面)を原因とするものではなく、ずさんな管理、誤操作等(ソフト面)に起因しているものが約8割を占めている。このため、従来は施設検査、定期検査(ハード面の検査)に加え、新たに安全管理の状況(ソフト面)を確認する制度を創設したものである。この定期確認により事業者の意識の向上を含めた安全管理の向上が期待される。	登録認証機関と同様に、実際の確認業務は、登録定期確認機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。 なお、登録定期確認機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期確認業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト) 定期確認制度の新設により確認の対象となる事業者(約1,100事業所)のコストが増加する。国が確認を実施する場合、定期確認1回あたり、定期検査と同程度の遵守コストが発生すると想定される。ただし、施設検査、定期検査と同様に登録定期確認機関の制度を設けており、これらの機関が認可を受けて設定した手数料による実施が想定されており、複数機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。また、定期確認を受けなければならない期間を上記の定期検査と同じ期間に設定したことにより、同時に定期確認を受けること	代替手段としては、より長期に期間を設定することが考えられるが、昨今の放射線利用に係る事故の事例では、施設自体の健全性(ハード面)に起因したものであり、安全管理など取扱い(ソフト面)の安全性に起因したものが増加しており、このことからより頻りに個々の事業者の取扱いについて、その遵守状況を確認することが必要と考えられる。他方、個々の事業者に対して定期検査(ハード面)が実施されている現状から、これと同時に定期確認が行えるよう期間を設定することにより、定期確認のためのコストがおさえられ、より少ないコストで効果的に安全性の確保が図られると考えられるため、定期検査と同じ期間とすることが妥当と判断した。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
						<p>が可能となることから、現場に定期確認員が赴く交通費等のコストの削減が行われコストの増加は必要最小限にとどめられている。(遵守コスト)</p> <p>事業者の定期確認の期間の設定に関することであるため、これにより直接的な新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、事業者の安全管理を定期的を確認することによって放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)</p>			
28	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	<p>定期講習の対象及び期間 【改正(追加)】</p> <p>根拠法令 【政令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 【省令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>平成17年3月 (パブリック・コメント実施前)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】 有・無</p> <p>【有の場合、実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期講習制度に関して講習を受けなければいけない対象者と期間を定める。</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>現在、放射線取扱主任者の資質の維持・向上は、各放射線取扱主任者の自発的な研鑽に委ねられている。放射線取扱主任者は、事業所における放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼす。この重要な役割を果たす放射線取扱主任者の資質の維持・向上について、個人の自発的な研鑽のみに期待するのではなく、制度として位置づけることにより、能力の維持・向上を図ることができる。</p> <p>講習の内容は、最近の事故事例から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等について各々の放射線取扱主任者が理解を深めることができるものとなって</p>	<p>登録認証機関と同様に、実際の定期講習の実施については、登録定期講習機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。</p> <p>なお、登録定期講習機関は、受講者からの受講料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期講習業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト)</p> <p>事業者の放射線取扱主任者に対する定期講習に係るコストが増加するが、事業者に過大な負担を課さないよう、時間・金額ともに必要最小限となるようおさえることを予定している。前述の施設検査、定期検査と同様に登録定期講習機関の制度を設けていることから、複数機関の参入が可能であるため、受講料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。</p>	<p>代替手段としては、現状のように放射線取扱主任者の資質の維持・向上については、各放射線取扱主任者の自発的な研鑽に委ねることで、特段制度化をしないという方法が考えられるが、放射線取扱主任者は放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼすため、これは個人の自発的な研鑽のみに委ねる性格のものではなく、制度として位置づけることにより、放射線利用の安全性を確保し、社会リスクの軽減を図るべきものであると考えられる。</p> <p>受講期間について異なる設定とする代替案については、次のとおり考える。より長期に設定した場合、期間が空きすぎること</p>	-	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
					いる。	<p>また、期間としては、3年又は5年に1度受講することを義務付けるものであるが、一方、定期講習によって得ることができるものは、最近の事故事例から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等であり、各々の事業者が自身の放射線利用の安全性の向上や、取扱いの実務に関する合理化等に活かせるものであるため、事業者には過大な負担となるものとは考えられない。(遵守コスト)</p> <p>事業者の講習の受講に関する制度であるため、これにより新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、放射線取扱主任者の資質の維持・向上を図ることにより放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)</p>	<p>により、事業者及び放射線取扱主任者の意識の向上についての効果が小さいと考えられる。また、より短期に設定した場合、事故や法令の適用等に関して多数の事業者に参加となる新たな事例の蓄積が少なく、結果として同内容の講義を続けて受講することになりかねない。これらに鑑み、今回の改正内容の期間とした。</p> <p>定期講習制度の新設により事業者は放射線取扱主任者を講習へ参加させるための新たなコストが発生するが、講習の対象となる放射線取扱主任者は実際に放射性同位元素を取扱う事業者にのみ限定しており、かつその期間は、必要最低限となるよう設定されていることから、社会全体の放射線利用の安全性の向上という便益と比較して、これらは安全確保のための必要的コストであると考えられることから、当該制度を導入することは妥当と判断した。</p>		
29	初等中等教育局初等中等教育企画課	高等学校等における学校外学修等の認定可能単位数拡大 【緩和】 根拠法令 【省令】 学校教育法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 高等学校等の生徒が行う他の高等学校や大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を緩和することにより、生徒の選択の幅を拡大し、多様化する生徒の興味・関心・能力・適性、進路等にきめ細かく対応できる学校づくりの推進に資するものである。 本件に関しては、現在、構造改革特別区域における特	高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、学習の選択幅が拡大されるとともに、自ら学ぶ意欲の向上が期待される。 各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。	高等学校における学校外の学修等の単位認定数の拡大は、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。(行政コスト) 今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大することから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措	代替手段としては、現行制度の維持(高等学校における学校外学修等における単位認定数の維持)があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組みの拡大を図ることが有効である。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月31日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期	
				<p>定事業(804「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業」)において、上限を20単位から36単位に拡大しているが、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針(平成16年9月10日)」において、本特定事業について平成16年度中に全国化を措置することとされている。</p> <p>【内容】 学校教育法施行規則第63条の5を改正し、学校外の学修等により高等学校の単位として認定できる単位数の上限を、20単位から36単位に拡大する。</p>		<p>置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、現行以上に学校外での学修を実施する場合には、その内容によっては、例えば、次のようなコストが発生する。</p> <p>生徒が他の高等学校等に通う際の交通費 生徒が他の高等学校等において単位認定を受ける教科・科目の授業料(遵守コスト) 学校外学修等の場として、生徒を受け入れる機関等の負担が考えられるが、今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大するものであることから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものとする。(社会コスト)</p>				
30	初等中等教育局初等中等教育課	<p>高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大 【緩和】</p> <p>根拠法令 【省令】 学校教育法施行規則</p>	<p>平成17年3月 (パブリック・コメント実施前)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】 有・無</p> <p>【有の場合、実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起することや学校生活にうまく適応できない生徒への対応が課題となっている。現在、定時制・通信制においては、勤労青年の負担軽減を図る観点から大学入学資格検定の受検及び合格科目の単位認定が認められているが、全日制においても高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とすることにより、これらの課題解決に資するものである。</p> <p>なお、本件については、中央教育審議会答申において、全日制高等学校においても高等学校卒業程度認定</p>	<p>生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起したり、学校生活にうまく適応できない生徒への対応等の点で効果が期待される。</p> <p>各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。</p>	<p>現行、定時制・通信制における大学入学資格検定合格科目の単位認定について、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。(行政コスト)</p> <p>今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、同試験を受験する場合には、例えば、次のようなコストが発生する。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験の受験料 7科目以上:8000円、</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組みの拡大を図ることが有効である。</p>	-	<p>平成21年</p> <p>【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月31日、省令改正</p>	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				<p>試験の活用及び合格科目の単位認定を可能とすべき旨の提言がされている。</p> <p>【内容】 学校教育法施行規則に、新たに、高等学校卒業程度認定試験の合格科目(入学前に合格した科目を含む)について単位認定することができる旨規定する。</p>		<p>4～6科目:6000円、 3科目以下:4000円 高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する合格証明書交付料等 250円 (遵守コスト) 今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものとする。(社会コスト)</p>			

表 RIA - 7 農林水産省におけるRIAの実施状況(10件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
31	経営局協同組織課	農業協同組合法における子会社等調査の対象の拡大 【改正(拡充)】 根拠法令 【政令】 ・農業協同組合法施行令	平成16年10月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年10月	【目的】 農業協同組合に対する検査・監査において、被検査・監査組合が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下、「実質支配連合会」という。)を含む経営内容の把握を可能とすることにより、農業協同組合の一層の健全性の確保を図る。 【内容】 今回の農業協同組合法の一部改正により、行政庁による検査等の対象が、「組合と特殊の関係にある者」とされたことに伴い、農業協同組合法施行令の一部を改正し、「組合と特殊の関係にある者」として 当該組合の子会社 当該組合がその総会員の総議決権の100分の50を超える議決権を有する農業協同組合連合会を定める。	農業協同組合の実質支配連合会を通じた不正行為等の防止 農業協同組合の経営の健全性の確保 組合員の保護を図ることができ	被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配連合会は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等3人×5日程度)	代替手段としては、既存の手法(任意の情報提供)の活用が考えられるが、信頼性に欠ける場合があることから、的確な検査・監査ができず、農業協同組合の経営の健全性を確保することが難しくなるおそれがある。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年11月25日、政令改正	平成22年3月頃
32	水産庁資源管理部管理課資源管理推進室	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第7項の第2種特定海洋生物資源の指定(対象の追加) 【改正(拡充)】 根拠法令 【政令】 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令	平成16年10月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年10月	【目的】 我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため漁獲努力量の管理に係る所要の措置を講ずることにより、漁業法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。 【内容】 変動が大きい水産資源や資源悪化により精度の高い資源予測が困難な水産資源を早急に回復させるために行う漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第2種特定海洋生物資源)として、「いかなご」及び「やりいか」を新たに指定する。	漁獲努力量の過剰等により状況が悪化している「いかなご」及び「やりいか」に投入される漁獲努力量を適正に管理することにより、その維持及び回復を図ることができる。	特定海洋生物資源をとることを目的として採捕活動を行う漁業者は、農林水産大臣又は都道府県知事から漁労作業の停止命令や停泊命令を受ける可能性があると同時に、漁獲努力量を報告する義務が生じる。	代替手段としては、第1種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「いかなご」及び「やりいか」のように資源量の変動が激しい魚種又は推定資源量に相当な幅が出る魚種については、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年11月25日、政令改正	平成22年1月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
33	水産庁漁政部水産経営課	水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 【改正(強化)】 根拠法令 【政令】 ・水産業協同組合法施行令	平成17年2月 (パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	【目的】 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、協同組織金融機関について「監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する」とされており、信用事業を行う漁協等についても、経営の健全性の確保の観点から、他の協同組織金融機関と同様に監査機能の強化を図る必要があるため。 【内容】 漁協等の自らの経営に対するチェック機能(内部監査機能)を高める観点から、常勤監事の設置を義務付ける基準を現行の貯金等の合計額500億円以上から200億円以上に厳格化する。	内部監査機能の強化を図ることにより、漁協等の経営の健全性が確保され、貯金者等の保護に資する。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額:約500万円(全34信漁連の平成15年度の常勤監事に対する報酬の平均値) なお、平成17年4月1日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数:2漁協 以降、平成19年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数:2~3漁協	代替手段としては、外部監査機能の強化が考えられるが、外部監査機能の強化については、既に、平成16年4月1日に実施基準の厳格化を実施しているところであり、外部監査と内部監査の実施水準のバランスを図ることが適当であると考えられることから、今回、内部監査の機能強化を図るものである。	- 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月18日、政令改正	平成22年3月
34	消費・安全局総務課	水産動物の輸入防疫(対象水産動物の拡大) 【改正(強化)】 根拠法令 【法律】 ・水産資源保護法	平成17年4月 (当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 平成8年の水産動物の輸入防疫制度の創設当初は、水産動物の種苗以外のものから伝染性疾患の病原体が侵入するリスクは低いと見られてきたが、近年、国際化の進展等に伴い、観賞用の水産動物等、種苗以外の水産動物から伝染性疾患が侵入するリスクが高まりつつあるため、水産動物の種苗に限らず、幅広く水産動物を輸入許可制の対象とする必要がある。 現行水産資源保護法上、輸入許可の対象となっていない観賞用の水産動物等の輸入によって輸入防疫対象疾患が侵入するリスクを低減させる。 【内容】 輸入に際して農林水産大臣の許可	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれが大きい輸入防疫対象疾患の侵入リスクが低減する。	今回の改正により輸入許可の対象となった種苗以外の水産動物を輸入する者は、輸入の際に、輸出国政府の発行する検査証明書を添付し、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない負担が生じる。(遵守コスト) なお、現行の水産動物の種苗の輸入許可の申請から許可までには、通常3日程度を要してい	代替手段としては、現行の輸入防疫の対象範囲の維持(現状維持)が考えられるが、その場合、輸入防疫対象疾患にかかるおそれのある水産動物でありながら、現行制度の下では輸入許可の対象とされていない水産動物(例:観賞用のコイ、キンギョ)の輸入量が増加しつつあるところであり、現行制度のままでは、我が国にこれらの疾患の侵入を許すこととなりかねない。 仮に、そうした疾病が	本措置は、国際獣疫事務局(OIE)の基準に適合するものである。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾患の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				が必要となる水産動物等の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物であって農林水産省令で定めるもの及びその容器包装とすることとする。		る。 輸入許可の対象に追加された水産動物の輸入許可に係る審査・許可業務(行政コスト)	国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要が生じる。 以上のことから、当該規制対象を拡大しないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制対象を拡大することにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものととまると考えられる。		
35	消費・安全局総務課	水産動物の輸入防疫(追加的な管理措置の創設) 【新設】 根拠法令 【法律】 ・水産資源保護法	平成17年4月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 現行水産資源保護法においては、輸出国の検査証明書のみに基づき輸入許可を行うこととされている。しかしながら、水産動物の場合、個体ごとの検査は不可能であるため、輸出国の検査は、国際獣疫事務局(OIE)の基準に従って、一定の信頼度に基づくサンプル検査により行われており、輸出国における検査のみでは、輸入防疫対象疾病の侵入リスクを排除することができない。このため、輸出国の事情等により、輸出国の検査証明書のみでは病原体を広げるおそれがないとは認められない場合について、疾病の侵入を防止するための追加的な措置を講じる必要がある。 輸入水産動物の区分管理により、輸出国の検査により発見されなかった輸入防疫対象疾病の病原体の侵入・まん延のリスクを低減させる。 【内容】 輸出国の事情等からみて、輸出国の政府機関が発行する検査証明書の	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれが大きい輸入防疫対象疾病の侵入リスクが低減する。	区分管理期間中の管理コスト(施設使用費、光熱費、餌代等)がかかることとなる。また、区分管理が可能な施設を有しない場合、所要の施設を備えるための負担が生じる。(遵守コスト) 区分管理期間中、輸入防疫対象疾病の感染が確認された場合、水産動物等の焼却、埋却等を行うための負担が生じる。(遵守コスト) 輸入防疫対象疾病の発生が確認されたとき、農林水産大臣が検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。(行政	代替手段としては、今回の追加的な管理措置の創設を行わないこと(現状維持)が考えられるが、その場合、現行制度を維持して、引き続き検査証明書に基づく許可のみとした場合、輸入量増加による侵入リスクの高まりに適切に対応することができないおそれが大きい。(英国で、輸出国の検査証明書が添付されたキンギョが、コイ春ウイルス血症(我が国でも輸出防疫対象疾病としている)にかかっていた例もある。) 仮に、輸入防疫対象疾病が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び	本措置は、国際獣疫事務局(OIE)の基準に適合するものである。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				みによっては、輸入しようとする水産動物が輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合は、輸入後、一定期間、その水産動物を区分管理することを命ずることができることとする。また、当該命令を受けた者は、当該期間内に疾病にかかっていること等を発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととし、当該検査により輸入防疫対象疾病の発生が確認されたときには農林水産大臣は焼却等を命ずることができることとする。		コスト)	都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要が生じる。 以上のことから、当該規制の新設を行わないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制の新設を行うことにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。		
36	消費・安全局総務課	養殖水産動植物の国内防疫(特定疾病についての届出義務) 【新設】 根拠法令 【法律】 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際の経緯から、都道府県による巡回や報告徴取のみによって、早期にその発生を把握することには限界があることが明らかとなったため、養殖業者等に届出を義務付け、特定疾病のまん延防止措置の初動の迅速化を確実にする必要がある。 特定疾病のまん延防止措置の初動を迅速にするため、都道府県知事が特定疾病の発生状況を早期に把握できるようにする。 【内容】 養殖業者等は、自己の所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかっていること等を発見したときは、都道府県知事にその旨を届け出ることとするとともに、当該届出を受けた都道府県知事は、検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。	特定疾病の発生状況をより迅速に把握することが可能となり、被害が拡大する前の迅速なまん延防止措置が可能となる。	養殖業者等から届出を受けた場合に、都道府県知事が検査を行う際のコストがかかることとなる。(行政コスト) ただし、従来から養殖業者等からの自発的な報告を受けた際には、都道府県は検査を実施していたこと、都道府県職員が養殖場を巡回し、必要に応じて検査を行ってきたこと等から、今回の養殖法の改正による行政コストの大きな増減はないものと想定している。 規制の遵守に係る負担については、現在でも法律上の義務ではないものの、疾病発生時にはその旨を報告することを指導してきたところであり、大きな増減はないものと	代替手段としては、「法律上の義務とはせず、指導等により対応すること」(現状維持)が考えられるが、その場合、これまで、特定疾病が発生した場合等には、都道府県に届け出るべきことを指導してきたが、一般のコイヘルペスウイルス病の発生の際には、養殖業者等による自主的な届出が必ずしも徹底されないことが明らかとなったところである。また、都道府県知事による立入検査及び報告徴取のみによって域内の特定疾病の発生状況を逐一把握することは難しいことも明らかとなったところである。 したがって、現行制度と同様に、法律上の義務とはせず、指導等により対応することとした場合、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、まん延防止措置が早期にとられない可能性が	家畜については、家畜伝染病予防法において届出義務が規定されている(第13条) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
						想定している。(遵守コスト)	あるため、これにより初動が遅れた場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となること等が想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものとどまると想定される。		
37	消費・安全局総務課	養殖水産動植物の国内防疫(まん延防止措置の拡充-移動制限命令) 〔改正(拡充)〕 根拠法令 〔法律〕 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月(当該法律案審議時) 〔パブリック・コメント実施の有無〕 有・無 〔無の場合、その理由〕 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 一昨年コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際には、移動制限の対象となり得る「特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物」に当たるかどうかの確認に時間を要したことが、十分な移動制限措置を講ずることができない事態を生じさせ、感染の拡大を許してしまった要因の一つとなったと考えられている。このため、移動制限の対象を拡充し、予防的な移動制限を可能とすることで、まん延防止措置が十分な効果を発揮できるようにする必要がある。 特定疾病発生時の移動制限命令の対象を拡大することで、迅速かつ円滑なまん延防止措置の実施を図る。 【内容】 都道府県知事は、一定区域内において特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができることとする。	特定疾病にかかっているか否かを判断するまでもなく、予防的に養殖水産動植物の移動制限を命ずることで、感染の拡大の抑制が容易となり、まん延防止措置の効果が十分に発揮させることが可能となる。	移動制限を命じられた養殖業者等は、一定期間養殖水産動植物の移動制限等を命じられている間は、販売等ができないため、その間の維持コスト(施設使用費、光熱費、餌代等)がかかることとなる。(遵守コスト) ただし、検査の結果等に応じて、適宜、移動制限等を解除していくことを想定しているため、想定される負担は、必要最小限度のものと考えられる。	代替手段としては、「移動制限命令の対象を拡充しないこと」(現状維持)が考えられるが、その場合、現行制度における移動制限命令の対象では、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、先般のコイヘルペスウイルス病の発生例と同様に、対象となるかどうかの確認に時間を要した場合、都道府県知事によるまん延防止措置の効果が十分に発揮されない可能性が否定できない。 先般のコイヘルペスウイルス病の発生時には、発生当初、養殖業者が自主的に移動制限を行うことを県が要請したが、徹底して実施させることは困難であり、移動制限の効果が十分に得られなかった。 したがって、現行制度	家畜については、家畜伝染病予防法において、一定区域内に所在する一定種類の家畜の移動を制限又は禁止できることとされている(第32条) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
							<p>のままでは、移動制限措置による特定疾病のまん延が効果的に抑えられない可能性が否定できず、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。</p> <p>以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものととまると想定される。</p>		
38	消費・安全局総務課	<p>養殖水産動植物の国内防疫(まん延防止措置の拡充-検査、注射、薬浴又は投薬の命令) 【新設】</p> <p>根拠法令 【法律】 ・持続的養殖生産確保法</p>	<p>平成17年4月(当該法律案審議時)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】 有・無</p> <p>【無の場合、その理由】 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。</p>	<p>【目的】 現在、コイヘルペスウイルス病等の特定疾病に対して有効なワクチンの研究及び開発が進められているところであり、これが実用化された場合には、ワクチン接種をまん延防止措置の一手段としてとることも可能とするため、ワクチンの接種等を命ずることができるようにしておく必要がある。</p> <p>特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合には、まん延を未然に防止するための有効な手段として、都道府県知事が注射等を命ずることができるようにする。</p> <p>【内容】 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬をうけるべき旨を命ずることができることとする。</p>	<p>特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合、ワクチンの接種等を、既存の移動制限等のまん延防止措置と組み合わせることで、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。また、ワクチン接種の効果が発揮されれば、焼却等の処分対象となる養殖水産動植物を最小限にくい止め、疾病発生によって養殖業者等が受ける被害を抑えることが可能となる。</p>	<p>ワクチン接種により、当該養殖水産動植物が疾病の耐性を持つようになり、経済的な価値が上がることも期待されるため、養殖業者にとっては、むしろメリットとなる側面を有する措置であると考えている。(遵守コスト)</p> <p>注射等を命令した際、その薬剤代等。(行政コスト)</p>	<p>代替手段としては、「注射等の命令の規定を新設しないこと」(現状維持)が考えられるが、その場合、有効な特定疾病のワクチン等が開発されたとしても、ワクチン接種等を強制的に行うことができなければ、所有者等の自発的な使用に任せざるを得ず、特定疾病のまん延防止を効果的に行うことができない可能性が否定できない。</p> <p>特定疾病のまん延が効果的に抑えられない場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。</p> <p>以上のことから、当該規制を新設しないことに</p>	<p>家畜については、家畜伝染病予防法において注射等の命令が規定されている(第31条)</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案を提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)</p>	<p>科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
							より生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。		
39	経営局構造改善課	措置命令等 【新設】 根拠法令 【法律】 ・農業経営基盤強化促進法	平成17年5月 (当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 農業者の高齢化、不在村農地所有者の増加等による遊休農地の増大等に対処し、遊休農地の農業上の利用の確保等を図る。 【内容】 我が国において耕作放棄されている農地の面積は34.3万haとなっており(平成12年)、この15年間で約3倍と急増している。 遊休農地については、雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障が生ずる場合があり、このような場合、現在は、行政指導により農地の権利者に対し草刈り等の措置を求めているところである。 しかしながら、現行の措置は、相当の時間と段階をかけて講じられるものであり、緊急に対応が必要な場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないこと、また、近年、相続等による不在村の農地所有者で所在が判明しないなど、農地管理の責任者が把握できない場合が増加しており、このような遊休農地における雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼしている場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないことから、今後遊休地の急増により見込まれるこのような事態に的確に対処するための実効性の高い対応策を構築することが必要となっている。 このため、遊休農地が原因となって周辺の農用地の営農条件に重大な支障が生じた場合(又は生ずるおそれがある場合)においては、緊急の対応として市町村長が農地所有者等に対し	遊休農地は病害虫の発生や雑草の繁茂の原因となり、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼし、周辺農地の効率的な利用を阻害することがあり得る。 この場合、仮に、本措置が講じられなければ、周辺農地の所有者等は自らの負担により、その支障の除去等の措置を講じなければならなくなるが、本措置により、本来、農地を適正に管理・耕作すべき遊休農地の所有者等の責任において、当該遊休農地に起因する支障の除去等の措置が講じられることとなり、周辺農地の営農条件が確保されることが期待される。 また、これにより、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、国民に対する食料の安定供給の確保を図ることが可能とな	措置命令に基づく遊休農地に対する支障の除去等の措置については、農地所有者等の負担となる。	特になし。	特になし。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月18日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布(平成17年法律第53号)	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				当該支障の除去等の措置(例:草刈り、害虫駆除)を命ずるとともに、当該措置が講じられないとき等は自ら当該措置を行えることとしたものである。	る。				
40	農村振興局 地域振興課	特定農地貸付けの実施主体の拡大 〔改正(緩和)〕 根拠法令 〔法律〕 ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	平成17年6月 (当該法律案審議時) 〔パブリック・コメント実施の有無〕 有・無 〔無の場合、その理由〕 法律案についてはパブリック・コメントの対象とされていないため。	【目的】 近年の自然志向の高まりを背景に市民農園を利用したいという人々が増えてきており、また、遊休農地の有効利用の一方策としても、市民農園の活用に期待が高まっていることから、このようなニーズに的確に対応していくため、市民農園の開設主体の拡大を図る必要がある。 市民農園の開設を促進し、多様な農地利用の需要に適切に対応できるようにする。 【内容】 地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施することができるとする制限を撤廃し、これら以外の者でも市民農園を開設できることとする。	構造改革特別区域を設定することなく、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することから、市民農園の開設が促進される。	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合は、市町村等との間で適切な農地利用を確保するための「貸付協定」の締結が義務付けられる。(遵守コスト) 地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有していない者が市民農園を開設する場合は、地方公共団体又は農地保有合理化法人を介して農地を借り受けることとしていることから、市町村において、農地の確保や貸付の義務を行う必要が生じる。(行政コスト)	特になし。	平成15年4月から、構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も、特定農地貸付けの実施により市民農園を開設できるとする特例措置が講じられているが、一定期間を経て行った特例の適用状況に関する調査において、弊害の発生が認められなかったため、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部)に基づき、特区における特例措置の全国展開を行うものである。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月18日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布(平成17年法律第52号)	平成22年度

表 RIA - 8 経済産業省におけるRIAの実施状況(18件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
41	原子力安全・保安院電力安全課	MARPOL条約の1997年議定書の締結に伴うディーゼル発電機の窒素酸化物の排出及び使用燃料の品質に係る規制 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・電気事業法施行規則 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年10月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年10月	【目的】 船舶による大気汚染等の防止を目的とするMARPOL条約の1997年議定書の締結に伴い、関係省令に所要の改正を行う。 【内容】 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に属する工作物(海域にあり、定置式のものに限る。)に設置されるディーゼル発電機について、窒素酸化物の排出基準及び燃料油の硫黄分の含有量等の品質の要件を規定する。	環境保全効果が增大する。	事業者の遵守コストが増大する。 (行政コスト、遵守コスト、社会コストの増減を で表現)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、想定される効果と負担を比較したところ、改正案の方が妥当と判断された。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年1月6日、省令改正	条約改正時
42	商務情報政策局製品安全課	液化石油ガス器具等(高圧ホースカップリング付)の拡充及び規制品目拡充等による技術基準の改正(規制改革推進3か年計画措置にともなう品目拡充) 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	【目的】 ガス漏えい量を従来方式(ねじ込み式)より格段に減らすことが可能な安全性の高い器具(カップリング付器具)が開発されたことから、今後、需要が見込まれるカップリング付高圧ホースを規制対象品目に加えるとともに、技術基準を定める必要がある。 【内容】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第3条別表第1で規制されている継手金具付高圧ホースに、カップリング付高圧ホースを規制対象に追加するとともに、これに対応する技術基準を規定する。	質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接続部分からのガス漏えい)の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。	基準策定や届出に係る行政コストや事業者の遵守コストが増大する。 (行政コスト、遵守コスト、社会コストの増減を で表現)	代替手段としては、現状維持及び民間自主規格が考えられるが、安全機器を規制の対象として、その安全性の確保を義務化することにより、基準策定や届出に係る行政コストや事業者によるコスト増加が想定されるものの、重大な社会的影響を与え得る質量販売独特の事故の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、省令改正	平成21年
43	原子力安全・保安院保安課	冷凍能力算定基準及び冷凍保安責任者選定不要施設等に係る制度の見直し	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前)	【目的】 近年、技術の進歩を背景とした冷凍設備の多様化が進んでいる状況を踏まえ、二酸化炭素	従来の設備よりも保安面で優れている新たな種類の製造設備	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、事業	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、従来の設備よりも保安面で優れている新たな種類の製造	- 【RIA結果の活用状況】	平成21年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		【改正(緩和)】 根拠法令 【法律】 ・高圧ガス保安法 【省令】 ・冷凍保安規則	【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	を冷媒ガスとして使用する冷凍設備の導入に係る環境を整備する。 【内容】 冷凍保安規則第5条第3号に冷媒ガスとして二酸化炭素を使用する自然還流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備、並びに他の製造設備により自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備冷凍能力の算定基準を定めるとともに、ユニット型製造設備の範囲拡大につき十分な安全性が確認され、事業者の負担軽減を図る観点から、高圧ガス保安法36条第2項の規定を改正する。	の開発が認められることとなり、当該機器の普及が大いに期待されるとともに、事故発生件数の減少にもつなげることができる。また、冷凍保安責任者の選任が不要な設備が拡大することで、製造業者の負担軽減と機器の普及を図ることができる。	者コスト、社会的コストの増減を で表現)	設備の開発が認められることとなり、当該機器の普及が大いに期待されるとともに、事故発生件数の減少にもつなげることができる。また、冷凍保安責任者の選任が不要な設備が拡大することで、製造業者の負担軽減と機器の普及を図ることができる。	当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成16年12月17日、省令改正	
44	原子力安全・保安院電力安全課	発電用風力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実を図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 (事業者コストの増減を で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の風力発電設備については、地球温暖化防止等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅近隣)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続きが増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月29日、省令改正	平成22年4月
45	産業技術環境局基準認証ユニット認証課	JISマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間 【新設】 根拠法令	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック	【目的】 JISマーク表示制度を民間の登録認証機関によって実施する制度に改正するに当たって、登録の有効期間を4年とすることにより、登録認証機関の信頼	国際的なガイダンスと整合性をとることで、登録認証機関の信頼性が増加する。	登録更新に係る行政側及び登録認証機関側双方のコストが生じる。 (行政コスト、事業者コストの増減を	代替手段としては、「3年以上4年未満」及び「4年超」が考えられるが、認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスでは、認定の更新	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・	認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議が定めた認証機関

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		【政令】 工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令	ク・コメント実施の有無 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	性を確保しつつ、国際的なガイドランスとの整合性を図る。 【内容】 工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令に所要の改正を行う。		で表現)	期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワンストップ・テストングの実現を容易にし、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。	コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成16年12月22日、政令改正(公布日) 平成17年10月1日(施行予定日)	の認定に関する要求事項のガイドランスに定める更新期間が改訂されたとき
46	原子力安全・保安院電力安全課	発電用火力施設のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月(パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実を図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。(事業者コストの増減を で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の火力(内燃力)発電設備については、排熱(コジェネレーション)の有効利用による省エネルギー等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅密集地等)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年7月、省令改正予定	平成22年4月
47	原子力安全・保安院電力安全課	発電用水力施設のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月(パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用水力設備に関する技術基準を	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実を図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。(事業者コストの増減を で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の水力発電設備については、地球温暖化防止や溪流・農業用水等の有効利用の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることを踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度	総合資源エネルギー調査会電力小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成22年4月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				定める省令に所要の改正を行う。			の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	平成17年3月29日、省令改正	
48	原子力安全・保安院電力安全課	小規模燃料電池発電設備の技術基準の整備及び一定の条件を満たす燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置づけ 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・電気事業法施行規則	平成16年11月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年11月	【目的】 家庭用等に用いられる小規模の燃料電池設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。また、家庭用等に用いられる小規模のもので上記の技術基準に適合するものについては、一般用電気工作物へ位置づけ、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和し、燃料電池発電設備の普及を促す。 【内容】 燃料電池発電設備の技術基準を明確化するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。また、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。	技術基準を明確化することにより、保安の確保が図られる。 一部義務を緩和することにより、機器の普及や環境保全が図られるとともに、行政コストや遵守コストの減少が予想される。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 行政の事故時対応にマイナス面がある。 (事業者コスト、行政コストの増減で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、燃料電池発電設備については、地球温暖化防止等の観点から今後の普及が期待されている一方、現状では規模(出力)によらず保安規程の届出及び主任技術者の選任が必須である等、設備を設置する者の負担が多く、設備の円滑な導入の障害となっている可能性がある。改正案により、保安規程の届出及び主任技術者の選任が不要となることから、現状に比べて、機器の普及と、それによる環境保全が図られると考えられる。一方、保安の観点からは、マイナス面が生じ得るが、技術基準の導入により、全体として保安が保たれると考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月10日、省令改正	平成22年4月
49	原子力安全・保安院液化石油ガス保安課	容器の接続義務免除及び質量による販売範囲の拡大 【改正(緩和)】 根拠法令 【省令】 ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則	平成17年1月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実	【目的】 質量販売に係る規制緩和要望(平成15年3月規制改革推進3か年計画として閣議決定)にともない、現行規定に加え、カップリング付きの安全器具等を設置した場合には25L以下の容器まで事業者が配管等に容器を接続する義務を免除し、質量販売範囲を拡大する。 【内容】	容器交換時の作業負担が低減され、配送の合理化にも寄与する。さらに、安全器具を用いることにより質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接	事業者において充てん設備及び安全器具等導入に係る新たな負担(遵守コスト)が生じる。 (事業者コストの増減で表現)	代替手段として、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、消費者のLPガス購入方法における選択肢が拡大するとともに、事業者の販売方法の選択肢の拡大になる。 また、容器交換時の作業負担が低減され、配送の合理化にも寄与する。さらに、安全器具を用いることにより質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器と	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月1日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
			【実施時期】 平成17年1月	上記措置を実施するため、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則に所要の改正を行う。	続部分のガス漏えい)の低減が図られる。		ゴム管等の接続部分のガス漏えい)の低減が図られる。 負担の面では、事業者において充てん設備及び安全器具等導入に係る新たな負担が生じるものの、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるものである。		
50	製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室	第一種特定化学物質の追加(製造・輸入の許可制) 【改正(追加)】 根拠法令 【政令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	平成17年1月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年1月	【目的】 第一種特定化学物質を追加指定し、人への安全性確保を図る。 【内容】 「ジコホル」及び「ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン」の2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制(事実上禁止)する。	環境汚染を通じた人健康被害の防止が図られる。	新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造・輸入・使用ができないこととなる。 また、行政において、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用が行われていないかどうか監視する必要がある(行政コスト、事業者コストの増減をで表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案によってこれら2物質の製造・輸入・使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造・輸入・使用ができないこととなる。しかし、当省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は極めて低い。 一方、行政においては、改正案では現状維持に比べ、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用が行われていないかどうか、監視する必要がある、負担は増加する。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、政令改正	平成22年3月末
51	原子力安全・保安院 電力安全課	定期安全管理検査(検査対象の追加) 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・電気事業法施行規則	平成17年2月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	【目的】 内燃ガスタービンに係るガス圧縮機においては、定期事業者検査の対象としてガス圧縮機本体のみ定期安全管理検査の対象となっているが、その附属設備についても高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電用火力設備の技術基準が適用される設備も含まれることから、発電出力1,000kw以上の設備については定期事業者検査の対象として扱う必要がある。	発電用火力設備の技術基準を満足していることの確認を行う等、電気工作物の安全性を高めることとなる。	定期事業者検査の対象設備となることにより、事業者の遵守コストが生じる。 (事業者コストの増減をで表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電出力1,000kw以上の内燃ガスタービンに係るガス圧縮機の附属設備についても定期事業者検査の対象となり、発電用火力設備の技術基準を満足していることの確認を行うこととなる。 一方、定期事業者検査の対象設備となることにより、事業者の遵守コストが生じる。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月20日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				【内容】 当該設備について、定期事業者検査の対象設備として追加するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。					
52	原子力安全・保安院 保安課	圧縮水素スタンドに関する技術基準及び検査方法の導入等【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 【告示】 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	平成17年2月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法上の技術基準及び検査方法を圧縮水素スタンド設備の特性に応じた制度とする必要がある。 【内容】 保安距離等の見直し、保安統括者の選任並びに常駐義務の見直し、水素への付臭規定の見直し、水素スタンドの保安検査周期の延長の観点から、新たに基準を整備する。また、車両に固定した容器の移動に係る運転要員確保方策の技術基準、及び特定の容器をフレーム及び車両とを適切に固定するための措置の新設等について改正を行う。	圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成については、保安の確保を前提として、圧縮水素スタンドの設置が特に都市部において促進され、燃料電池の普及が想定される。 移動に係る運転要員確保方策の改正については、保安の確保を前提として、移動に係る人的コストの軽減を図ることができる	現状より負担が増大することは想定されない。 (社会的コスト、行政コストの増減を以て表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成については、改正案により、保安の確保を前提として、圧縮水素スタンドの設置が特に都市部において促進され、燃料電池の普及が想定される一方、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず事故の発生の危険性を増大させること、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素スタンドの普及を図ることができないこと 移動に係る運転要員確保方策の改正については、保安の確保を前提として、移動に係る人的コストの軽減を図ることができる一方で、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れないこと、現状維持の場合は、事業者の負担の軽減化が図れないことから、改正案を選択することが望ましい。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月24日、省令改正 平成17年3月30日、告示改正	平成22年中
53	原子力安全・保安院 保安課	圧縮水素自動車燃料装置用容器に関する技術基準及び検査方法の導入等【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・容器保安規則 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規	平成17年2月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法容器保安規則上の技術基準及び検査方法に関連する諸規定を整備するとともに、再検査方法の新設その他の所要の改正を行う。 【内容】 圧縮水素自動車燃料装置用容器等の機能性基準の例示基準化、圧縮水素自動車燃	保安の確保を前提として、事業者の負担の軽減を通じて圧縮水素自動車等の普及を促進することが想定される。	現状より負担が増大することは想定されない。 (社会的コスト、行政コストの増減を以て表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案では、保安の確保を前提として、事業者の負担の軽減を通じて圧縮水素自動車等の普及を促進することが想定されるが、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず自己の発生の危険性を増大させ、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素自動車の普及を図ることができない。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正、告示改正、例示	平成22年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		則 【告示等】 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 ・容器保安規則の機能性基準の運用について	平成17年2月	料装置用容器等の再検査方法の合理化、圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し、液化水素運送自動車用容器の充てん率の見直し等について改正を行う。			したがって、改正案を選択することが望ましい。	基準改正	
54	原子力安全・保安院 保安課	保安検査方法を定める告示等 【新設】 根拠法令 【告示】 ・保安検査の方法を定める告示 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	平成17年2月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年2月	【目的】 平成16年11月に、定期的実施する保安検査の方法について、検査の実効性の担保や検査コストの低減を図る観点から、従来国が専ら定めていた検査の手法について、民間機関からの提案を受け付けることが可能となるよう制度改正を行った。 これまで実際に提案された検査方法について、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会の下に設置された保安検査規格審査小委員会において審査を重ねた結果、6つの民間規格を保安検査の方法として採用することとした。 【内容】 新たに保安検査の方法を定める告示を定め、その他関係告示等の整備を行う。	高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながることを想定される。	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、事業者コスト、社会的コストの増減を表現)	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、最近の技術な知見を反映し、より一層実効的かつ合理的な6つの民間規格を、保安検査の方法として定めるため、高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながることを想定されるが、規制の撤廃をした場合、行政コスト、事業コストの低減は見込まれるものの、定期的な保安検査(通常1年に1回)を行わなくなることとなり、保安が確保できず事故の増加につながることを想定される。 したがって、改正案を選択することが妥当である。	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月31日、新規告示、告示改正	平成22年中
55	産業技術環境局 計量行政室	タクシメーターの検査の一部である頭部検査の廃止 【改正(廃止)】 根拠法令 【省令】 ・計量法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無	【目的】 タクシメーターについては、技術進歩により機械式から電子式のメーターへと移行が進み、頭部検査の不合格率も非常に低い数値で推移していることから、頭部検査を廃止することが求められている。また、タクシメーター料金の多様化の実態に鑑み、料金改定時の装置検査の	タクシメーターのユーザー、行政の検定に係る費用、手続き等の負担が軽減される。	-	代替手段としては、現状維持が考えられるが、改正案により、タクシメーターのユーザー、行政の検定に係る費用、手続き等の負担が軽減される。また、タクシメーターの定期的な装置検査は1年に1回を義務づけたままであり、精度も現状と変わらないと考えている。	計量行政審議会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成22年3月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
			【有の場合、実施時期】 平成17年3月	廃止が求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、計量法施行規則に所要の改正を行う。				平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年10月1日(施行予定日)	
56	産業技術環境局計量行政室	特定計量器検定検査規則のJISからの技術基準の引用 【改正(追加)】 根拠法令 【省令】 ・特定計量器検定検査規則	平成17年3月(パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 計量法の省令である特定計量器検定検査規則において定めている特定計量器を検定・検査するための技術基準は、計量器の技術進歩等に速やかに対応すること、また、国際技術基準と我が国の技術基準との整合することが求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、特定計量器検定検査規則の技術基準にJIS規格を引用する所要の改正を行う。	国際規格と国内法の整合をとることができ、輸出入の際の貿易障害を軽減する。また、JIS規格は5年に一度の見直しが法律で求められており、技術進歩への迅速な対応が可能。	事業者は新基準へ対応するために手続上、多少の負担を生じるものがある。 (事業者コスト、行政コストの増減を表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、国際規格と国内法の整合をとることができ、輸出入の際の貿易障害を軽減する。また、JIS規格は5年に一度の見直しが法律で求められており、技術進歩への迅速な対応が可能。その対応として事業者は新基準へ対応するために手続上、多少の負担を生じるものがある。国際規格による大幅な技術基準はないため、設備コストへの影響は事業者、行政ともに影響はないと考えられる。	計量行政審議会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年4月1日より10月1日までの間で品目により段階的に施行 施行予定日 4月1日 電子式血圧計、体温計 7月1日 質量計のうち非自動はかり 10月1日 タクシーメーター、水道メーター、温水メーター	平成22年3月
57	原子力安全・保安院保安課	試験研究に係る手続簡素化等 【改正(緩和)】 根拠法令 【省令】 ・一般高圧ガス保安規	平成17年3月(パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施	【目的】 構造改革特別区域において要望が出された事項のうち、構造改革区域推進本部評価委員会において、平成16年度中に全国展開することが適当とされた以下の事項について、全国	行政及び事業者の負担軽減が図られる。	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、社会的コストの増減を表現)	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、現行と同等の安全性が確保されていることを経済産業大臣が確認した上で、手続の簡素化、特定設備検査の不要化等を行うものであるが、規制の撤廃をした場合、安全性に	- 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に	平成22年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		則 ・冷凍保安規則 ・液化石油ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 ・特定設備検査規則	の有無) 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	的に実施するための措置を講じる。 ジメチルエーテル等の試験研究設備について、処理量の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続きにつき、一定の条件を設けた上で許可を届出に、届出を届出不要に簡素化 安全性を確保することを前提に、水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特定設備検査規則検査の対象から除外 また、高圧ガス保安法特定設備検査規則とJIS B 8265(2000)との整合化が図られたが、平成15年9月に当該JISのうち、材料の許容曲げ応力に関する規定の一部が改正されたことから、整合化を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、一般高圧ガス保安規則、特定設備検査規則等に所要の改正を行う。			に関して外部からの評価・確認が行われなくなり、保安が確保できず事故の増加につながる。 したがって、改正案を選択することが妥当である。	際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正	
58	産業技術環境局基準認証ユニット認証課	鋳工業品等の日本工業規格への適合性の認証 【新設】 根拠法令 【省令】 ・日本工業規格への適合性の認証に関する省令	平成17年3月 (パブリック・コメント実施前) 【当該規制案に対するパブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年3月	【目的】 主務大臣等の認定を受けて鋳工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示(JISマーク)を付することができる制度を、法律に定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者(登録認証機関)の認証を受けてJISマークを付することができる制度に改めることに伴い、JISマークの表示事項、認証機関の登録の手続き、認証の業務の基準等を定める。 【内容】 日本工業規格への適合性の認証に関する省令を制定する。	認証業務の基準を定めることで、JISマークの信頼性や鋳工業品の使用者等の利便性が確保される。	登録制をとることで、申請者及び主務大臣の事務コストが生じる。 認証業務の基準を遵守するため、登録認証機関や製造業者等の事務コストが生じる。 主務大臣への報告を求めることで、登録認証機関の事務コストが生じる。 (行政コスト、事業者コストの増減をで表現)	代替手段としては、「より厳しい基準」及び「より緩和した基準」が考えられるが、 JISマークの表示事項等については、規定した事項を削減すると、JISマークを付した責任の主体が不明になるなどの支障が生じ、これを追加すると、鋳工業品等に表示し難い。 認証機関の登録申請書の内容については、規定した事項を削減すると、法に定める基準への適合性を判断することが困難になり、これを追加すると、申請者及び主務大臣の事務コストが増加 登録認証機関の認証の業務	-	国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準の内容が改訂されたとき

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
							<p>の基準については、規定した事項を削減すると、認証に当たって行う審査が甘くなるなど、JISマークの信頼性や鋳工業品の使用者等の利便性を損なうおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関や製造業者等の事務コストが増加</p> <p>登録認証機関による認証の報告事項については、これを削減すると、主務大臣が行う製造業者等に対する立入検査等や違法にJISマークを付した鋳工業品の監視等に支障が生じるおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関の事務コストが増加</p> <p>といった事態が想定されることから、制定案が妥当である。</p>		

表 RIA - 9 国土交通省におけるRIAの実施状況(7件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
59	都市・地域整備局下水道部下水道企画課	下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等 【改正(追加)】 根拠法令 【法律】 ・下水道法	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリック・コメント手続の対象外である。	【目的】 特定事業場において事故が発生した場合、下水道を經由して公共用水域へ有害物質又は油が流出することを防止し、下水道におけるリスク管理の徹底を図る。 【内容】 特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生したときは、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならないこととするため、下水道法に所要の改正を行う。	事業者により応急措置が講じられるとともに、事故の届出がなされることによって、下水道管理者は有害物質又は油の種類や量を終末処理場等に流入する前に把握でき、有害物質又は油の流入状況に応じた適切な終末処理場等の運転、処理を行うことが可能となる。 その結果、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油の終末処理場から公共用水域への流出を、最小限度に留めることができる。	本施策は、通常時(事故時以外の場合)における下水の排除制限を規定した現行の下水道法第12条の2を前提として、その実効性を担保するためのものであり、事故が発生しない限り、事業者及び公共下水道管理者に費用の追加負担が生じることはない。 また、本施策が実施されず、公共下水道管理者が事故発生を把握できないと、流入物質を特定するための調査及び水質検査費用、下水道から流出した物質等の除去費用など多大な費用が必要となることをかんがみれば、本施策は人の健康に係る被害を未然に防止するために必要最小限のものといえる。	現行制度では、下水道に接続する事業場から事故により異常な水質の下水が下水道に排除された場合でも、当該事業者へ下水道管理者への届出義務が無いため、下水道管理者は事故の発生を把握できず、適切な対応を講ずることができない場合がある。 (「施策等の必要性」の項目に記載)	平成15年4月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」において、講ずべき施策として「工場等の事業者が水質事故発生時に応急措置を講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」と記載 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月1日、第162国会に改正法律案提出 平成17年6月14日、第162回国会において改正法成立	5年を目途として必要に応じて見直す。
60	海上保安庁交通部安全課	夜間入港規制の廃止 【改正(廃止)】 根拠法令 【法律】 ・港則法	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリ	【目的】 規制の必要性が低下している夜間入港規制を廃止し、港湾手続きの簡素化を図り、もって我が国港湾の国際競争力の強化に寄与する。 【内容】 夜間においては、目視による周囲の状況の的確な把握が困難であり、運航者の操船能力が昼間より劣ること等の理由から、夜間における港内での事故を防ぎ、港内の安全を図るため、特に船舶交通が輻輳する港へ	夜間入港規制の廃止により、夜間入港の際の許可申請手続きが不要となり、港湾手続きの簡素化の推進につながる。また、申請に係る事務負担が軽減される。	想定される負担なし。	入出港に係る規制を最小限とし、かつ、国際的整合性を確保する観点から、夜間入港規制の廃止が求められている。 (「施策等の必要性」の項目に記載)	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月1日、第162国会に改正法律案提出 平成17年5月20日、公布	当該改正による手続きの簡素化の効果は明確(規制対象船舶7,286件0件/年)であり評価の必要がないこと、今回規制を廃止しても今後、届出も含め規制の復活など見直し

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
			ック・コメント手続の対象外である。	の夜間の入港を港長の許可制度としている。 近年、海難防止指導等を行ったことによる夜間の港内における全国的な要救助海難の減少や、航海計器や船舶性能の向上等による夜間の航行環境が改善されたことにより規制の必要性が低下しているため、夜間入港規制を廃止するため、港則法に所要の改正を行う。					はありえないなど、レビュー対象としてはその趣旨・目的等に照らして適当でないため、本改正に伴うレビューを行う予定はない。
61	海事局港運課	一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和対象港湾の拡充 【改正(緩和)】 根拠法令 【法律】 ・港湾運送事業法	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリック・コメント手続の対象外である。	【目的】 先行して規制緩和を実施している特定港湾(以下「主要9港」という。)に加え、港湾運送事業法が適用となる全国の港湾における規制緩和によって、競争の促進を通じた港湾運送事業の効率化や多様なサービスの提供を図ることにより、港湾の活性化を促進することを目的とする。 【内容】 主要9港以外の港湾(以下「地方港」という。)における一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和について、先行して規制緩和を実施している主要9港同様の規制緩和(需給調整規制を廃止し事業参加を免許制から許可制に、運賃・料金を認可制から事前届出制に改めること)を実施するため、港湾運送事業法に所要の改正を行う。	地方港におけるコスト高、サービスの画一化は、強固な規制による新規参入抑制により生じている面があり、規制の緩和が直接的に競争促進によるサービスの効率化、多様化の実現につながると考えられる。 先行して規制緩和を行った主要9港では、新規参入や利用者のニーズに対応した運賃・料金の設定が着実に行われてきており、作業の共同化のほか、港湾運送事業者のターミナルオペレーター業への展開が進むなどの事業の拡大が進んでいるところである。また、規制緩和を契機として、港運労使の合意により364日24時間フルオープン化が実現するなど、港湾の活性化による国際競争力の強化が図られつつあり、地域産業競争力の強化にも寄与している。	-	需給調整規制に基づく免許制により新規参入が厳しく制限され、また、運賃・料金について認可制とすることにより、価格が高止まりしている。('施策等の必要性'の項目に記載)	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月1日、港湾活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案を国会提出 平成17年5月20日、同法公布	-
62	航空局管制保安部 保安企画課、技術部運航	空域の安全かつ効率的な利用のための規制の見直し並	平成17年3月(当該法律案審議時)	【目的】 増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応し、空域の安全かつ効率的な	RVSMを導入することにより、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加する。また、航	有視界飛行方式の禁止及び特別な航行の許可制度の創設は、RVSMを導	航空機が希望する高度で飛行することができないケースも多い。	- 【RIA結果の活用状況】	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
	課、航空機安全課、乗員課	びに航空機の設計検査の合理化、操縦士の英語能力証明制度の導入【改正(追加)】 根拠法令【法律】・航空法	【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリック・コメント手続の対象外である。	利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図る。 【内容】 航空法の一部を改正し、以下の施策を実施する。 一定高度以上の空域における航空機の垂直管制間隔を短縮(以下「RVSM」)するため、当該空域における有視界飛行方式による飛行の禁止、及び特別な方式による航行を実施するための航空機に係る許可制度を創設する。 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域の安全対策を強化するため、これらの空域において航行を行う場合、航空機に対し、他の航空機の航行に関する情報を入手することを義務づける。 今後の航空機の検査の量的拡大及び質的高度化に対応可能な体制を構築するため、民間能力の活用による航空機検査制度の合理化を図る。 操縦士と管制機関のコミュニケーション能力不足による事故を防止するため、国際航行を行う操縦士に対する英語能力証明制度を導入する。 その他、航空交通の管理の実施、事後監督規定の強化等	空機が選択できる高度が増加することから、航空交通容量を拡大することが可能となる。 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行する航空機は、当該空域を航行する他の航空機の情報を入手することが可能となり、航空機の接近を防止することが可能となる。また、訓練試験等計画の承認を義務づけることにより、民間訓練試験空域の利用の重複を排除することができ、当該空域における衝突事故の防止が可能となる。 一定の能力を有する事業者の能力を活用することにより、官民あわせた国全体の検査の体制の強化及び国の検査の新技术への重点化など、航空機検査制度の合理化が図られる。 国際航行を行う操縦士の英語能力が確保されることにより、英語でのコミュニケーション能力が一因となる航空機の事故が減少し、航空機の航行の安全性が向上する。また、国際標準に従って証明を行うことにより他のシカゴ条約締約国においても有効な証明と認められるため、乗り入れる外国におけるこれに相当する証明が不要となり、我が国操縦士の負担軽減に資する。	入するためにシカゴ条約に基づく国際標準に規定されている要件である。RVSMの導入により、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加し、燃料費削減等の効果がある。一方、29,000ft以上の高さの空域を有視界飛行方式で飛行する民間の航空機は実際にはほとんどなく、やむを得ず有視界飛行方式で飛行する必要がある場合は管制機関の許可を得れば飛行することが可能であることから、当該規制による社会的費用はほとんど発生しない。 他の航空機の航行に関する情報提供は既存の施設を用いて実施するため、新たな整備費用が発生するものではなく、また、航空機は飛行場の情報提供機関等に連絡して情報を入手するのみであることから、社会的費用は必要最小限のものである。また、民間訓練試験空域における訓練飛行等の承認についても、新たな施設整備を要するものではなく、訓練飛行等を行おうとする者が国土交通省令に規定する事項を通報するのみであり、社会的費用は	燃料効率の向上を図ることができず、また、航空交通容量を拡大することができない。 地方空港や離島の空港周辺の空域において航空機が接近する事例が増加している。 今後見込まれる新技术に係る設計の検査や、詳細かつ厳しい検査が必要となるジェット旅客機の開発の検査による航空機設計検査の量的拡大・質的高度化に対して人員が不十分であり、対応することが困難となっている。 我が国における英語能力判定の基準が新たに制定された国際標準に対応しておらず、また、定期的に評価する制度となっていない。 (「施策等の必要性」の項目に記載)	平成17年3月1日、第162回国会に改正法律案提出	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
						<p>必要最小限のものである。</p> <p>認定事業場が行った設計及び設計後の検査によって国の検査の一部又は全部の省略を受けることを可能にすることにより、より迅速な航空機の検査が可能となり、開発費用を削減する効果がある。</p> <p>一方、事業場の認定に際して必要となる手続きとしては、当該事業場が法律で定める要件に適合するものである旨の申請をするだけで足り、申請者に係る負担は必要最小限のものである。</p> <p>航空英語能力証明制度では、国際標準で定められた最低基準に適合していれば証明を行うこととしており、申請者の負担は必要最小限のものである。</p>			
63	住宅局市街地建築課	<p>水素供給スタンドに係る建築制限の見直し</p> <p>【改正(緩和)】</p> <p>根拠法令 【政令】 ・建築基準法 施行令</p>	<p>平成17年3月 (パブリック・コメント実施時)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】 有・無</p> <p>【有の場合、実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 燃料電池自動車に充てんするための圧縮水素の製造を行う施設(以下「水素供給スタンド」という。)の普及を促進し、もって燃料電池自動車の円滑な導入を図ること。</p> <p>【内容】 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造を、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用い</p>	<p>水素供給スタンドの増設により、燃料電池自動車の円滑な導入・普及が促進されるものと考えられる。</p>	<p>水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されていたが、当該施設の建築可能地域を拡充することにより、水素供給スタンドの普及が促進されるものと考えられる。</p>	<p>水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されている。 (「施策等の必要性」の項目に記載)</p>	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並に、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建築制限を見直す」こ</p>	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				<p>て行う場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととする。</p> <p>本措置の対象は、火災発生危険性等の観点から、一定の技術基準に適合する製造設備を用いて圧縮水素の製造を行う場合に限定することとし、また、住居専用地域においては原則として工場の建築が制限されていることを踏まえ、第一種住居地域から準工業地域までの用途地域に区域を限定することとする。</p>				<p>とが決定されている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成17年3月22日、政令改正 平成17年3月25日、施行</p>	
64	総合政策局 環境・海洋課 住宅局住宅生産課、建築指導課	<p>運輸部門及び民生部門におけるエネルギー使用の合理化 【改正(強化)】</p> <p>根拠法令 【法律】 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律</p>	<p>平成17年3月(当該法律案審議時)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】 有・無</p> <p>【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリック・コメント手続の対象外である。</p>	<p>【目的】 運輸部門及び民生部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出の削減を目指すことにより、地球温暖化対策を推進し、京都議定書目標達成計画に掲げる我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与する。</p> <p>【内容】 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)を改正し、経済産業省と連携して、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に対し省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に勧告、公表、命令を行う等運輸分野における対策を導入する。また、一定規模(2,000㎡)以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとも</p>	<p>運輸部門については、国は、各事業者に省エネ目標を示し、それに基づいて各一定規模以上の事業者が自らの事業の実態に即した省エネ計画を作成することから、効果的な省エネが各事業者によって進められることとなる。当該事業者が取り組みにおいて著しく不十分な場合には、勧告等を行うことによりその取り組みの改善を促すこととし、計画の実効性を確保することとする。</p> <p>住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務づける対象を拡大することにより、所管行政庁による指示等による機会を捉えた省エネ措置の促進が可能となる。これにより、比較的耐用年数が長い大規模な住宅・建築物に省エネ措置が実施されない場合の長期間にわたる余分なエネルギー消費</p>	<p>運輸部門については、全ての輸送事業者、荷主に対して、省エネのために必要な判断基準、省エネ目標を示すことで、効率的な輸送を進めるための自主的な取り組みを促進することが可能である。また、一定規模以上の事業者には計画作成等の義務を課すこととなるが、事業者は判断基準を参考にして、自社の状況に応じた最適な計画を自らの判断で作成することができる。</p> <p>住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務付ける対象を拡大することにより、申請者の届出等及び所管行政庁の受理に係る費用負担は多少増すものの、届出の対象を大規模なものに限定しているため、比</p>	<p>運輸部門については、各輸送事業者ごとの省エネ取り組みがまだ不十分であること、積載率が減少しており、特に、営業用貨物自動車に比べて自家用貨物自動車の積載効率が小さいこと、トラックから効率の良い鉄道・船舶へ輸送モードを転換するモーダルシフトが進んでおらず、モーダルシフト化率は近年横ばいである。</p> <p>民生部門については、新築に比べて省エネ性能が劣る、築年数が一定程度経過した既存の住宅・建築物が相当程度存在すること、届出が義務付けられている非住宅建築物に比べ、新築住宅の省エネ基準達成率は伸びが</p>	<p>【運輸部門】 交通政策審議会交通体系分科会環境部会の中間取りまとめ(平成16年5月)、総合資源エネルギー調査会需給部会(平成16年10月中間とりまとめ)において、荷主と物流事業者の連携について指摘</p> <p>【住宅・建築物部門】 社会資本整備審議会環境部会中間取りまとめ(平成16年6月)、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会中間取りまとめ「今後の省エネルギー対策のあり方について」(平成16年7月)において指摘</p> <p>【RIA結果の活用状況】</p>	<p>【法附則第2項(検討)】 内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、検討を行う予定である。</p> <p>【改正法附則第13条(検討)】 法施行後5年経過後、新法の状況を勘案し、必要があるとき、検討を行う予定である。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				に、一定規模(2,000㎡)以上の住宅においても非住宅建築物と同様の措置を講ずる。	を抑制する効果がある。 エネルギーの使用を効率化することにより、エネルギー起源CO ₂ の増加を抑制し、地球温暖化対策を推進することができる。	較的少数の届出により相当程度の床面積をカバーでき、結果として、効率的に住宅・建築物の省エネ措置が実施される。 このように、本施策は、国は、事業者等の自主的な取り組みを促し、地球温暖化対策を推進するための必要最小限のものである。	緩やかである。 ('施策等の必要性'の項目に記載)	平成17年3月15日、第162回国会に改正法律案提出	
65	総合政策局 観光地域振興課、旅行振興課	通訳案内業に係る参入規制の緩和を通じた通訳ガイドの数の増加、民間組織が創意工夫を生かして行う魅力ある観光地の整備の促進等【改正(緩和、新設)】 根拠法令【法律】 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 本施策は、法律改正であるため、パブリック・コメント手続の対象外である。	通訳案内業法【目的】 多様化、細分化が進む外国人旅行者のニーズに対応した有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保、及びサービス内容の多様化・適正化を図り、外客接遇の一層の向上を通じた国際観光の振興を図る。 【内容】 「通訳案内業」に係る事業免許制について、最も重要な参入要件である通訳案内士試験の実施基準を法定し、試験の内容・レベルの適正化、試験の一部免除等を図った上で、「通訳案内士」に係る登録制に改め、有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保を図る。併せて、有資格通訳ガイドによる業務の適正な実施を確保するための措置を講じる。さらに都道府県の区域においてのみ通訳ガイドの資格が認められる「地域限定通訳案内士」制度を創設する。 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律【目的】 外国人観光旅客が我が国の観光地に支障なく到達できるた	通訳案内業法 左記の通り、今般の制度の抜本的見直しと、通訳ガイド市場の活性化に向けた諸施策を同時に講じることにより、量の面、質の面双方で大幅な改善が図られることから、有資格通訳ガイドの一層の活用を促進を通じて、有資格通訳ガイドの就業機会の増大を図りつつ、国・地域の双方において外客接遇の一層の向上が期待され、我が国や地域の魅力についての正確な理解と良好な印象の形成促進、外国人旅行者による訪日観光の質の向上、日本へのリピーター旅行者の増加、地域経済の活性化等につながるものである。 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 外国語等による情報の提供に関する基準を示し、公共交通機関等に一定の義務を課すことにより、事	通訳案内業法 - 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 本制度は、外国人旅行者が我が国を旅行する際の言語面の障壁を早急かつ計画的に取り除くといった大きな便益をもたらすことが期待される。一方で、情報提供促進措置の義務が課される公共交通事業者等については、外国語等による案内表示の設置などが必要となるが、これは、大規模な設備を一律に整備するといった性質のものではなく、個々の施設の個別事情に合わせ、シールの貼付やパンフレットの配備など、事業者が自ら工夫し、選択することによって、目標となるレベルを達成することが可能であることや、設備	通訳案内業法 低い試験合格率等による有資格通訳ガイドの絶対数の不足や、地域的・言語的な偏在にとどまらず、外国人観光旅客の需要動向を踏まえたサービス内容の多様化が不十分であり、需給のミスマッチが深刻である。 また、活動実態の把握手段や、有資格通訳ガイドと外国人旅行者をマッチングさせるメカニズムの不備等により、市場そのものが十分に活性化していない。 ('施策等の必要性'の項目に記載) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 公共交通機関の外国語表記に関して事業者の自主的な対応に委ねられているた	通訳案内業の在り方検討分科会報告書(平成16年11月16日国土交通省総合政策局観光部門) 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月8日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				<p>めの環境整備を進めることにより、その来訪の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならないこととする。また、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要と認められるときは、国土交通大臣は情報提供促進措置を講ずべき区間を指定することができることとする。</p>	<p>業者間における案内表示のバラツキや交通結節部分における不十分な案内が解消されるなど、外国人旅行者の受入環境の整備を促進することができる。</p>	<p>投資(更新)の際に併せて表示の統一を計画的に行うなど、追加的なコストを極力抑えて、目標となるレベルを達成することができると思われることなどの理由から、本制度における社会的費用は必要最小限である。</p>	<p>め、事業者間での相違が生じており、同一事業者でも、表示の場所によってバラツキがある。 (「施策等の必要性」の項目に記載)</p>		

表 RIA - 10 環境省におけるRIAの実施状況(14件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
66	自然環境局野生生物課	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国際希少野生動植物種の追加・削除等【改正】 根拠法令【政令】 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令	平成16年12月(パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【有の場合、実施時期】 平成16年12月	【目的】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)に基づく野生動植物種の国際取引の規制の実効性を高めるため、必要に応じ国内での譲渡し等を規制し、我が国として条約で求められている事項の確実な実施を図る。 【内容】 ワシントン条約附属書改正にともない、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国際希少野生動植物種5種を追加し、国内での当該種の個体等又は器官及び加工品の譲渡し等を禁止する。また、国際希少野生動植物種3種を削除し、国内での当該種の譲渡し等の禁止を解除する。さらに、条約附属書改正にともない輸出入が可能となった種の一部地域の個体群等について、国内での譲渡し等が可能となるよう登録対象個体群に加える。	ワシントン条約附属書に掲載され、新たに国際取引が原則禁止されることとなった野生動植物に関し、輸出入の規制のみならず、国内での譲渡し等(売買等)を規制することにより、国際取引により過度に動植物の利用がなされることのないように保護するという条約の目的を我が国として確実に達成することができる。 また、今般、条約での厳しい規制が適用されなくなる種又は種の一部個体群について、国内での譲渡し等の規制の対象から除外すること、又は、国内での譲渡し等が可能となる登録制度の対象とすることにより、条約が行う規制に沿った国内規制を行うことができる。	新たにワシントン条約附属書に掲載され、国際希少野生動植物種として指定される動植物の譲渡し等を実施している者は、原則国内での当該種の譲渡し等ができないこととなる。 国際希少野生動植物種としての指定が解除される動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、当該種の国内での譲渡し等ができるようになる。 ワシントン条約附属書の個体群とされた動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、これまで譲渡し等が禁止されていたが、今後は個体等の登録手続を経ること等により譲渡し等を行うことができるようになる。 新たに指定された種について国内で譲渡し等がなされていないかどうか、行政において監視する必要がある。また、国内での譲渡し等の規制が解除されるものについては、監視の負担が軽減される。 一部の個体群がワシントン条約附属書から移行された種の国内での譲渡し等について、法第23条第1項に基づき環境大臣の登録を受けた機関において登録事務が発生する。	ワシントン条約の実効性を担保するためには、国内においても法制度による附属書掲載種の譲渡規制が必要であり、他の代替手段は想定されない。	中央環境審議会において国際希少野生動植物種として指定又は指定を解除することについて諮問し、答申を受けける予定 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年1月6日、政令改正	平成21年12月末
67	環境保健部化学物質審査室	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定	平成17年1月(パブリック・コメント実施前) 【パブリック・コ	【目的】 難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質による環境汚染の防止。	難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する2物質の製造、輸入、使用が規制	これら2物質の製造、輸入、使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造、輸入、使用ができないこととなる。しかし、経済	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、	中央環境審議会においてこれら2物質を第一種特定化学物質に指定することについて諮問し、	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		化学物質の指定 【改正(追加)】 根拠法令 【政令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	メント実施の有無 有・無 【有の場合、実施時期】 平成17年1月	【内容】 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ジコホル又はケルセン)及びヘキサクロロブタ-1,3-ジエンの2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制(事実上禁止)する。	(事実上禁止)されることとなり、これらの物質による環境汚染及び人の健康被害が未然に防止される。	産業省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は低い。 新たに指定された第一種特定化学物質について、その製造、輸入、使用が行われていないかどうか、行政において監視する必要がある。	本件化学物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入を規制(事実上禁止)することが効果的かつ効率的と考えられる。	答申を得た。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年4月1日、政令改正	
68	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管理票保存の義務付け 【新設】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不適正処理がなされたときの排出事業者責任の追及を進め、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 運搬受託者は、処分受託者がいないときは、管理票交付者に当該管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 運搬受託者は、処分受託者があるときは、処分受託者から当該管理票の写しの送付を受けた日から、当該管理票の写しを環境省令で定める期間保存しなければならない。 処分受託者は、管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。	これまでも施行規則で産業廃棄物管理票の保存が義務付けられていたところであり、追加的な事務負担は見込まれないが、今後は違反した業者に罰則が科されることとなる。他方、排出事業者の責任が追及され、産業廃棄物処理の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。 従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効果的かつ効果的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
69	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室	産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入 【新設】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 産業廃棄物管理票制度の実効性を確保し、産業廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 排出事業者、運搬受託者及び処分受託者が産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表することができ、公表されてもなお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、都道府県知事はその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。	環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。	産業廃棄物管理票制度の違反事実について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、当該者は不利益を被るが、他方で、産業廃棄物管理票の遵守及び優良業者の選別が進むことで、産業廃棄物処理の適正化が図られ、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、既存の勧告制度及び罰則を積極的に適用することが考えられるが、勧告のみでは実効性に欠けること及び罰則の適用がなじまない軽微な違反行為が多いことから、代替手段では勧告制度の実効性を確保することが困難であり、公表・措置命令制度を導入することが望ましいと考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「勧告の実効性を確保し、マニフェスト制度の遵守を徹底するため、違反行為に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事等が公表等の措置をとることができることとし、あわせてマニフェスト違反に係る罰則を強化すべきである。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
70	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け 【新設】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を確実に許可取消処分とし、廃棄物処理業・施設設置から排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 許可業者又は施設設置者は、欠格要件(第7条第5項第4号ト(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者)及び同号トに係るもの並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者については第14条第5項第2号ロ(暴力団員等)及び同号ロに係るもの並びにへ(暴力団員等)がその事業活動を支配する	欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。 全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。	欠格要件に該当する場合には、業者に届出を行う負担が生ずる。他方で、欠格要件を把握するための調査が基本的に不要となるので、行政コストが減少する。さらに、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 許可業者等が欠格要件に該当するに至ったときは都道府県知事等へ届け出ることを義務付けるとともに、義務違反に対して直罰を科すこと。」とされている。 【RIA結果の活用状況】	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
				者)を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業者にあつては市町村長、一般廃棄物処理施設設置者並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。				況] 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	
71	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室	不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加 【追加】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 本来許可を受けるべきでない廃棄物処理業者・施設設置者を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により廃棄物処理業又は施設施設の許可を受けた者について、廃棄物処理法に基づく取消処分(講学上の撤回)の対象とする。	廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直ちに取消することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。	不正の手段により許可を受けた業者は、許可を取り消されることにより5年間廃棄物処理業から排除される。他方で、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、現行制度を維持することが考えられるが、その場合不正の手段により取得した許可については、本来許可に値しない申請について行政を欺罔して取得したものであり、瑕疵ある行政処分の結果として得た許可であるから講学上の「取消し」の対象となる。しかし、講学上の「取消し」の場合、廃棄物処理法に基づく取消しと異なり、許可を取り消されても新たに許可要件を具備することにより、許可を再度得ることが可能であることから、不正の手段により許可を受ける業者を排除できない。また、罰則がないため不正の手段に対する抑止力が働かない。従って、当該新設規制は代替手段に比べ、より実効的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。不正の手段により許可を受けた者については、廃棄物処理法に基づく許可取消処分の対象にするとともに、直罰の対象とすること。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
72	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無	【目的】 産業廃棄物処理に係る営業・施設操業から暴力団を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 法人に対してのみ設けられている欠格要件である、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を個人	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について許可が取り消されることとなる。他方で、廃棄物処理業界の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び	代替手段として現行制度を維持することが考えられるが、その場合暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 現在、法人に対してのみ設けられている暴力	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
	企画室	【追加】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	【無の場合、その理由】 法律による措置のため	事業者にも適用する。	界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。	社会的コストが減少する。	者」に該当する者として取消しを行うしかなく、その要件認定において行政に多大な負担が生ずること、迅速な対応が困難であることをかんがみると、本規制を導入することが有効であると考えられる。	団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用すること。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	
73	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加 【追加】 根拠法令 【法律】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月（当該法律案審議時） 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 すべての許可処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について、当該制度の対象に追加し、維持管理積立金の積立てを義務付ける。	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。	許可処分場の設置者はすべて維持管理のための積立金が義務付けられる。他方で、最終処分場の管理の適正化が図られ、さらに、最終処分場に対する信頼が回復し、必要な施設設置が進むことで、結果として不適正処理に起因する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「現在、維持管理積立金制度の対象となっていない旧処分場についても維持管理積立金制度の対象とし、埋立処分を継続している旧処分場については積立てを義務付けるべきである。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
74	環境管理局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機の型式指定	平成17年3月（当該法律案審議時） 【パブリック・コメント実施の有無】	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定原動機の型式指定を行い、基準に適合している特定原動機であることの確認を合理化する。 【内容】	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者は、型式指定の申請を行うことができる。申請は義務ではないが、申請を行った場合、その特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、か	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断するこ	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガ	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		【新設】 根拠法令 【法律】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者の申請により、同一型式の特定原動機のすべてが環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準(特定原動機技術基準)に適合することについて、主務大臣の指定を受けることができるもの。	基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。	つ、均一性を有していることが必要となる。これによらない型式指定特定原動機の表示は禁止される。	とが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。 また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。	ス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	案し、必要があるときは検討を行う。
75	環境管理局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の型式届出 【新設】 根拠法令 【法律】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定特殊自動車の型式届出を行い、型式指定された特定原動機が搭載され、同一の型式に属する特定特殊自動車のいずれもが排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準(特定特殊自動車技術基準)に適合することの確認を合理化する。 【内容】 特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者が、型式指定特定原動機を搭載し、かつ、同一型式の特定特殊自動車のすべてが特定特殊自動車技術基準に適合することについて、主務大臣に届け出て自己確認できるもの。	型式の届出がされた特定特殊自動車であれば、その排出ガス性能は確保されていることから、使用者が特定特殊自動車技術基準に適合した特殊自動車を選定することが容易になる。	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者は、型式の届出を行うことができる。届出は義務ではないが、届出をした場合は、届出に係る特定特殊自動車の製作又は輸入をする場合には、特定特殊自動車技術基準に適合するようにならなければならない。検査を行い、その記録を作成・保存しなければならない。これによらない基準適合表示等は禁止される。	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が重くなる。 型式の届出もせず個別の確認を求めるとも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があるときは検討を行う。
76	環境管理局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の使用の制限 【新設】 根拠法令 【法律】	平成17年3月(当該法律案審議時) 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。 【内容】 基準適合の表示が付されていない特定特殊自動車の使用の制限	大気汚染の防止を図るために必要な技術上の基準に適合する特定特殊自動車となり、大気汚染の防止が図られる。	基準適合表示又は少数特例表示が付されている特定特殊自動車では使用できなくなる。基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車は、使用開始前に主務大臣の検査を受けて基準に適合することの確認を受けなければ使用できない。 技術基準に適合しなくな	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とするとも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上、販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンロード)の特殊自動車は使	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があるときは検討を行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	措置のため			った特定特殊自動車について、主務大臣が、使用者に技術基準に適合させるため必要な整備を命じることがある。	用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることとなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。	況] 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	
77	環境管理局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機検査機関の登録 【新設】 根拠法令 【法律】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年3月（当該法律案審議時） 【パブリック・コメント実施の有無】 有・無 【無の場合、その理由】 法律による措置のため	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、効率的に型式指定を行う。 【内容】 特定原動機検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ	特定原動機の型式指定に関する検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。	特定原動機検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。	代替手段として、何らの制限なく特定原動機検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原動機技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があるときは検討を行う。
78	環境管理局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車検査機関	平成17年3月（当該法律案審議時） 【パブリック・コメント実施の有無】	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、技術基準に適合していることの確認を効率的に行う。 【内容】	特定特殊自動車の技術基準に適合していることを確認するための検査を登録機関が行うことができる	特定特殊自動車検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	想定される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解	レビュー時期
		<p>の登録</p> <p>【新設】</p> <p>根拠法令</p> <p>【法律】</p> <p>・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</p>	<p>無]</p> <p>有・無</p> <p>【無の場合、その理由】</p> <p>法律による措置のため</p>	<p>特定特殊自動車検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ</p>	<p>ことにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。</p>	<p>等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。</p>	<p>しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。</p>	<p>車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】</p> <p>平成17年3月8日、第162国会に法律案提出</p>	<p>状況を勘案し、必要があるときは検討を行う。</p>
79	水環境部水環境管理課	<p>ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)の追加</p> <p>【追加】</p> <p>根拠法令</p> <p>【政令】</p> <p>・ダイオキシン類対策特別措置法施行令</p>	<p>平成17年5月(パブリック・コメント実施前)</p> <p>【パブリック・コメント実施の有無】</p> <p>有・無</p> <p>【有の場合、実施時期】</p> <p>平成17年6月</p>	<p>【目的】</p> <p>工場・事業場からの排水規制を行うことにより、ダイオキシン類による水環境の汚染の防止を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する担体付き触媒の製造の用に供する施設</p> <p>使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設</p> <p>フロン類の破壊の用に供する施設</p> <p>を特定施設(水質基準対象施設)に追加し、特定施設を設置する際に届出を義務化する。</p> <p>また工場・事業場からの排水の測定を行うことを義務付け、ダイオキシン類の排出の制限を行う。</p>	<p>担体付き触媒の製造の用に供する施設</p> <p>使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設</p> <p>フロン類の破壊の用に供する施設</p> <p>からのダイオキシン類の排出が削減され、環境汚染の防止につながる。</p>	<p>追加する特定施設を設置しようとする者は特定施設を設置する際の届出義務があり、届出をした日から60日間の着手制限を受ける。さらに、特定施設を設置する事業場は排水を排水基準に適合させ、毎年1回以上排水の測定を行わなければならない。</p> <p>行政においては、特定事業場が排水基準を遵守しているか等について監視する必要がある。</p>	<p>事業者が自主的に防止手段を図ることも考えられるが、ダイオキシン類は非意図的に生成されるものであるため、ダイオキシン類による環境汚染を防止するためには、法に基づく監視及び規制を行うことが最も効率的・効果的な手段である。</p>	<p>平成16年度ダイオキシン類未規制発生源調査検討会(平成17年2月)において、左記からの施設において、ダイオキシン類が非意図的に生成されることが指摘されている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】</p> <p>パブリック・コメントの資料として活用</p> <p>パブリック・コメントを実施中</p>	<p>平成22年3月末まで</p>

(参考1)

規制改革・民間開放推進3か年計画（抄）（平成16年3月19日閣議決定）

共通事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(2) 規制に係る手続の見直し

RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なRIAの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

(参考2)

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申

- 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 - (抄)

(平成16年12月24日内閣府規制改革・民間開放推進会議)

・主要官製市場等の改革の推進

14 規制の見直し基準の策定等

【具体的施策】

規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基準の策定及び策定された見直し基準に基づく規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している規制影響分析(RIA:Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

当会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、当会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組むべきである。

また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、当会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるべきである。

(参考3)

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)(平成17年3月25日閣議決定)

16年度重点計画事項

(分野横断的な取組)

3 主要官製市場等の改革の推進

14 規制の見直し基準の策定等

2 規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基準の策定及び策定された見直し基準に基づく規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している規制影響分析(RIA:Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

規制改革・民間開放推進会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組む。

また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。

(参考4)

規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領(抄)

(平成16年8月13日内閣府規制改革・民間開放推進室)

1. 目的等

規制影響分析(RIA)の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。

この実施要領は、RIAについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

2. 実施細則

対象

RIAは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

実施時期

RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時

ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時まで当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時

RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、(略)とする。

各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

規制の内容・目的

当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。

(規制の緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載。)

期待される効果

当該規制に関し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の

帰着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

想定される負担

当該規制に関し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

想定できる代替手段との比較考量

想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記、の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

備考

設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

レビューを行う時期

規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不断に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該規制を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

分析の程度

分析の程度については、RIAの試行的実施等を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的/定性的という点も含め、RIAを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

RIAの公表等

RIAを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、RIAの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省に回報することとする。

3. 附則

RIAの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、平成17年3月31日までの間に必要な検討を加えるものとする。

(参考5)

政策評価制度に関する見直しの方向性(抄)(平成17年6月17日総務省)

今後の課題と対応方策

2 重要政策に関する評価の徹底

(規制の事前評価の義務付けに向けた取組)

規制影響分析(Regulatory Impact Analysis :RIA)は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法であるが、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、各府省において平成16年度から試行的に実施され、17年4月までに41件が実施されたところである。

また、平成17年3月25日に改定された同計画においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるとされたところである。

このため、総務省において、各府省が平成16年度から行っている試行的なRIAの実施状況を早急に取りまとめ、公表することとする。

また、今後、各府省が行った試行的なRIAについてより詳細に分析し、評価手法の開発の推進状況について検証するとともに、事前評価を義務付ける対象の合理的な範囲や評価を実施する時点など早期義務付けに向けた具体的な枠組みの検討を行うこととする。